

①

東カリマントラ森林開発に関する日イ間政府交渉について

1962.1.4 林野庁 林産課

1. 協力事業仕組(予想)図

(別紙)

2. 政府間交渉

交渉グループ

日本側: — ? —

イ 側: 東カリマントラ森林開発計画委員会(見込み)

参考) 委員長: DJARUMAN 氏(元=コ=) 主席
Supply Mission,
MITI 出身)

副委員長: SOEMARJO 氏(林業公社総裁)

交渉事項

i) 本事業に対する両政府の基本的態度
(インドネシア国家建設の計画を中心として)

ii) 本事業実施上の基本的事項のうち G-Gヘ-スにおいて討解
するに確認を要する事項

1) 協力方式
(合弁, 請負, CREDIT あるいはそれらの折衷型等)

ロ) 事業規模
(両国の経済政策的要請に基く要請 例: 外貨取得
日側: 木材輸入量)

ハ) 資金調達
(調達に因る日イ双方の態勢と政府協力)

ニ) 債務保証
(CREDIT 方式の場合; 政府又は中央銀行の保証等)

ホ) 実施体制
(日イ双方の協力事業実施体制, 特に日本側に因る)

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

②

ハ) 本事業に対する日本以外からの協力受入れについて

ト) 技術セクター又はパイロットプロジェクト

チ) その他

iii) 本事業実施上の問題点のうち G-Gヘ-スに特別の配慮を
期待せざるを得ない事項

1) 輸出入関税
創始産業の育成にともなう着業段階の事業持帰性
の確保のためには関税の減免措置が必要である。
インフレ下の当地においては労働物資の日本からの
輸入が労働者定着 能率向上に極めて重要である

ロ) 関連公共事業
森林開発事業を成立させるため必要な通信, 交通
保健, 教育および港湾施設等の公共事業の推進

ハ) 木材輸入代金のうち必要部分の日本預立
着業後の追加機械, 労働物資の日本からの継続的
輸入を保証するためである。

ニ) 其他本事業を円滑に行うため政府ヘ-スに特別措
置に期待する事項

- ・ 日本人関係者による出入国, 国内旅行, 対日通信
等の手続の簡素化を許可
- ・ 住居, 厚生, その他, 生活上の便宜
- ・ 外貨保持
- ・ 未使用外貨の持帰り
- ・ 其他

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237

0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

東カリマンタン（林南飛協力事業）
「住組（予想）図」

(日本)

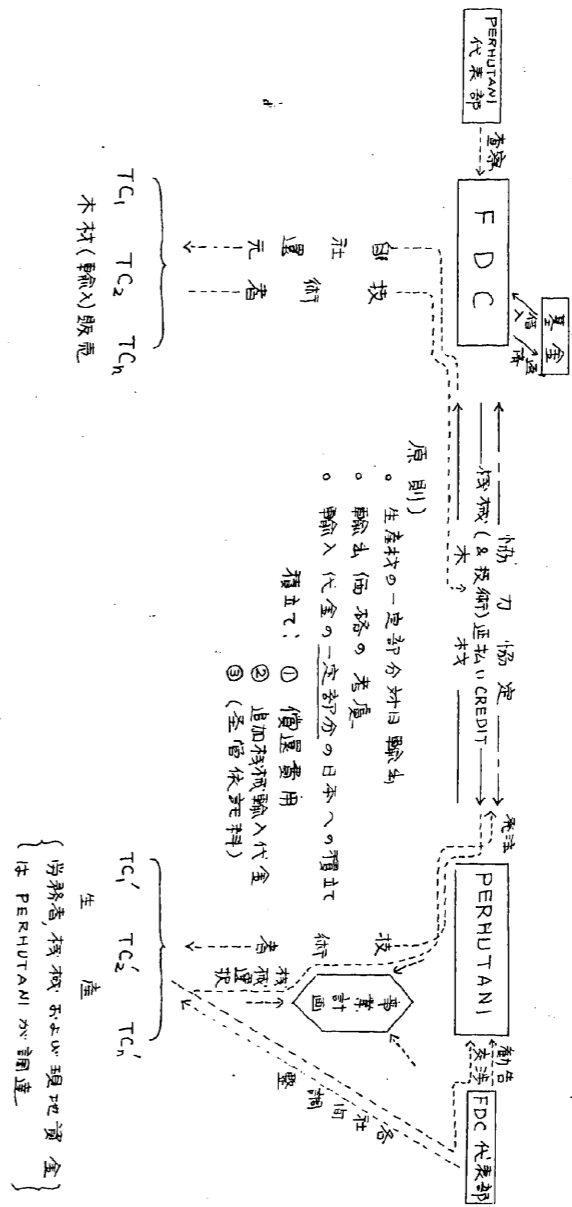
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



社団法人 日本側

FDC : KALIMANTAN FOREST DEVELOPMENT COOPERATION Co., LTD.
(カリマンタン森林開発協力株式会社)

TC : X X X TECHNICAL COOPERATION Co., LTD.
(X X X 技術協力株式会社)

社団法人

PERHUTANI : PERUSAHAAN KEHUTANAN NEGARA INDONESIA
(インドネシア国家林業公社)

(参考)

3 実施者間交渉

交渉グループ
日本側 : FDC 設立準備委員会
イ側 : PERHUTANI

交渉事項

1) 事業計画

1) 生産 2) 設備
3) 販売 (SCALING, GRADING および 樹種区分関係を含む)
4) 資金 5) 損益 6) 其他

2) 協力計画

1) 地域 2) 期間
3) 協力内容と反折給付 (CREDIT 返済方法、保身法、金額、内容)
4) 監査 5) 代表部 6) TC
7) 木材販売 8) 義務不履行と不可抗力
9) 仲裁 10) 便宜供与 11) 其他

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237

0000

①

カリマニツニ 森林開発協力事業仕組の概要
(キヌニ案)

I プロセス

II 事項別説明

1962. 1. 12.

南方林業開発委員会

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

②

I プロセス

1. 日1交渉
 - a. 政府間交渉
 - b. 実施者間交渉
2. AGREEMENT 締結
3. カリマニツニ森林開発協力株式会社 (KFDC) の創設
4. 日1代表部交換
5. 生産開始準備
 - a. 技術協力会社 (T.C) への採区割当て
 - b. インドネシア林業公社 (PERHUTANI) と T.C の技術^{援助}_{提携} 契約締結
 - c. PERHUTANI → KFDC フラット発注 (フラットは T.C が選抜)
6. CREDIT 供与 (CREDIT方式が採用されると仮定した場合)
 - a. 基金 → KFDC 開発協力資金融資
 - b. KFDC → PERHUTANI フラット輸出 (送料条件)
←輸出
7. 生産

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE-0237

0009

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

③

a. T.C は PERHUTANI の現地伐木事業の技術援助を請負う

b. 生産材の輸移出入別仕分け

8 木材輸出

9 CREDIT 償還

10 追加、更改機械の輸出

II. 事項別説明

(内容)

1. 日伊交渉

2. 協力方式に関する見通し

3. ヘルミナケースに見るイ側の債務保証の考え方

4. FDC と TC

5. TC の選択基準

6. 日本側代表部と TC 技術者

7. TC への林区割当て

8. 生産材の輸移出入別仕分け

9. 木材輸出価格

10. CREDIT 償還

11. 追加更改機械の輸出

[附] 協力事業仕組(予想)図

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

④

1. 日伊交渉

① 政府間交渉

交渉グループ

日本側: — ? —

イ側: 東ジャバの森林開発計画委員会 (見込み)

参考) 委員長: DJARUMAN 氏 (元=オ-フ主席 Supply Mission, MITI 出身)

副委員長: Soemarjo 氏 (林業公社総裁)

交渉事項

i) 本事業に対する両政府の基本的態度
(インドネシア国家建設87年計画を中心として)

ii) 本事業実施上の基本的事項のうち ^{政府側} G-G ベースで諒解
をいし確認を要する事項

1) 協力方式
(合併、請負、CREDIT ありのリース、折衷型 etc)

2) 事業規模 ^{イ側: 外貨取得}
(両国の経済政策的な要請に基づく ~~規模~~ ^{イ側: 木材輸入} 規模)

3) 資金調達
(調達に関する日伊双方の態勢と政府協力)

4) 債務保証
(CREDIT 方式の場合: 政府又は中央銀行の保証 etc)

5) 実施体制
(日伊双方の協力事業実施体制、特に日本側に関する)

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237

00:10

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

⑤

へ) 本事業に対する日本以外の国からの協力受入れについて

ト) 技術セクターはパイロットプロジェクト

チ) その他

iii) 本事業実施上の問題点のうち G-G ベースの特別な配慮に期待せざるを得ない事項

1) 輸出入関税
 創始産業の育成にその着業段階の事業採算性の確保のためには関税の減免措置が必要である。
 インドネシアの当地においては労働物資の日本からの輸入が労働者定着 能率向上の極め手となる

ロ) 関連公共事業
 森林開発事業を成立させるため必要を通信、交通、保健、教育および港湾施設等の公共事業の推進

ハ) 木材輸入代金のうち必要部分の日本預金
 着業後の追加機械、労働物資の日本からの継続的輸入を保証するためである。

ニ) 其他本事業を円滑に行うため政府への特別措置に期待する事項

- ・日本人関係者による出入口、国内旅行、対日通信の簡便化
- ・住居、厚生、その他の生活上の便宜
- ・外貨保持
- ・未使用外貨の帰国
- ・其他

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

⑥

⑤ 実施者間交渉

交渉ルール

日側: FDC 設立準備委員会
 イ側: PERHUTANI

交渉事項

i) 事業計画

1) 生産	ロ) 設備	ハ) 販売 (SCALING, GRADING 樹種ごとの問題あり)
ニ) 資金	ホ) 損益	ヘ) 其他

ii) 協力計画

1) 協定の地域	ロ) 協定期間
ハ) CREDIT 供与と返済	ニ) 監査
ホ) 代表部	ヘ) 干渉
ト) 木材の販売	ロ) 義務不履行と不可抗力
チ) 便宜供与	リ) 仲裁
ニ) 其他	

日イ間協定は主に実施者間において無実施者間交渉事項 ii)

協力計画に因り行われる見込みであるが、出来れば政府間交渉事項 ii)~iii) についても G-G ベースの協定を行なうことが望ましい。

締結可能なり

(G-G ベース協定については別途慎重な検討を行なう必要がある)

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

⑦⑧

2. 協力事業に関する見直し

対し協力方式には代表的なものとして合併、請負、共同技術、技術の CREDIT の三方式が考えられる。以下日伊双方の基本的な態度に徴して協力方式に関する見直しを述べる。

日本側、基本的態度：

本協力事業本来の目的は「適正価格による対日輸出木材の量的・質的を確保」である。開発事業そのものの利潤、利益に対する機動的な INTEREST は有する。したがってその意味からの合併事業に関する INTEREST は無い。

冒頭、目的を達すると同時に日本側から融資の回収を確実にさせるための、監督として現場事業の實質的な把握が保証される方式であるべき。

イ側、基本的態度：

本開発事業本来の目的は ① 外貨獲得 ② 自国監督、技術、スタッフの早期自立である。したがって投資効率、最も高い方式であると同時にイ側スタッフの主体性を確保出来る方式を探求するであろうことは PERMINA 石油

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

⑨

スラウエシ、ニツケル例からも明白である。

① 合併事業：実現の可能性は殆ど無い

② 請負事業：日本側貸出会社による請負がイ側にとりて最も投資効率の高い方式であることと認められている。既に PERHUTANI を設立し、自国スタッフの早期自立を希うイ側が純粋な形での請負を容易に受け入れまい。何れにせよ日本側請負方式を提案する場合は期限を何れのものも提示しなくてはならない。

③ 機械技術 CREDIT：日本側スタッフの現場事業の把握を許す条件としては成立し得る方式である。

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237

0012

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

以上総合すると「期限まで日本側スタッフが現地事業に対する
 技術援助を委託する」方式の実現性が最も強いように考える

⑨ 以下上記見通しを一般の骨子として想定される協力事業の仕組み
 の検討を試みる。この日伊交渉の経緯の如何によつては仕組み
 そのものが大巾の変更を余儀なくされる可能性のあることを付言し
 たい。

3 ヘルミナケースに見るイ側の債務保証の考え
 ヘルミナケースによれば、ヘルミナ(石油開発公社)は政府
 (又は中央銀行)の債務保証および担保物件の~~設定~~設定等、日本
 側要請に応じた債務保証の手段を講じている。ヘルミナ
 自身が政府の一部であり、存在そのものが保証であるといつた
 がその意分である。従ってヘルミナより地元の石油開発
 協力株式会社に対する十連の償還規定は莫然としたヘル
 ミナに対する信用によつて支えられていることになる。

ヘルミナケースにおいても担保物件として対イ賠償と

輸出保証が検討されるという。

(かこころから) 賠償の対象種目および数量はイ側政府の希望
 により随時変更しうる建前になつてゐるから、このようにイ側の担保
 振替が可能な^はか、現実的には、本議会の賠償枠は既に
 各府の割当てが出来上つており、種目別にも動かし難い線
 で固まつてしまつてゐる。

また、輸出の^は70%以上を担保にすることは比較的簡單で
 あるが、年々老朽化し、返還、競売、困難なものを設定し
 得たとしても殆ど意味がないことになる。

このように考えるとき、カリマニアケースについては PERHUTANI
 又は農林省側が「政府自身の保証以上の何かがある」と
 いうのが、この主張の終極点。しかも、日本側が協定の
 成立を希望するためには一般常識的な担保を取付け
 断念せざるを得ない場合も想定し得るはずである。

(かこころから) カリマニアの森林開発にはヘルミナケース
 と若干異なる立場があるように考える。それは石油と農林
 本事業とインドネシアの移民とも含む本格的な外資総合開発

RE'-0237

0013

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

④
 のハイオケースとは政府が特に深い関心と期待を寄せて
 3 事実である。
 株式会社有じの PERHUTANI 相手のカリコニアケースを
 られる担保物件は東カリコニア州 172 万 ha の森林地帯の地上
 立木である。この土地に立木は日本側の通関手輸出税を
 附し比が設定されるものとすればまことに好適である。
 といえ 外口人の貸付権を認めない現行森林法現下
 のインドネシア国においてその件に望むことにはさあ幾多
 の問題があるようである。
 ハウミナケースにあつては担保の不備を免れつては、
 輸銀が海外金融協力の口実の線に融資の踏切つてという
 カリコニアケースについても最終的にはその線に甲意が
 要請される。

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

④
 4. FDC と TC
 a. FDC (KALIMANTAN FOREST DEVELOPMENT COOPERATION Co., LTD.)
 ① 体制
 営利を目的とした海外投資会社というから性格の大半
 であるが、本協力事業・日本側の一スエキエに意図として
 使命は特殊であると同時に複雑である。したがって
 その機能体制は各 TC のあり方を統合、調整するに
 十分であると同時に、一般商社たる TC の企業
 的創意性をそなうことと十分発揮せしめる
 ものであることが要請される。
 FDC 役員は TC 各社の意向も十分に事業運営方針
 に盛り込み得るよう構成されなければならぬ。
 ② 対イ交渉の際、日本側体制は全て FDC 1 本
 にしほらるべき、したがって TC に関する一切は
 FDC に包括された部命のものとして扱われる。
 ③ 業務

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE-0237

0014

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1) 交渉窓口: PERHUTANIの代表部と交渉

2) コントラクト: PERHUTANIの事業計画作成に対する協力

3) CREDIT供与: 海外経済協力基金の他より融資をもち PERHUTANI宛に下記条件に基き持械并の運材の輸送によるCREDITを供与する。

- 協定価格による丸太材の一定量の対日輸出
- PERHUTANI現地事業の全管理に對する拘束力ある勸告権、留保(現地事業の運営的把握)
- イ政府又は中央銀行の債務保証

4) 技術援助: TCに派遣し現地伐出事業の技術援助を行的

5) あつち機: PERHUTANIに對する持械、労務物資のあつち

6) 調整: TC各社間の調整

7) 市場開拓: 輸入材のマーケティング

8) 輸入材受入対策の推進

(付) 持械化方式による現地事業の実際の運営方法に關するデータを整備し、かつTC各社の技術者に対する現地事業経験者を附与するに由、場合によってはFDC直管による最少限の規模と期間における中立的かつ試験的な現地事業も考慮する。

9) MERIT & RISK

FDC自体のE&CF

MERIT: 特になる。 (TCの木材輸入額につき一定額を協力費として収納す)

RISK: RISKの主体は対イ供与CREDIT関係にあるが FDCはこれに關し全面的な責任を負わねばならぬ。 (かこるから輸出保険料に關して國家が持械并輸送額、最高90%までの保険を付するからFDCのRISKは 持械輸送額 × $(\frac{100-90}{100})$ + 保険料 といふことになる)

10) TC

11) 体制 [参照: 前述 5. TCの選任基準。項]

12) 業務

1) 伐出事業の技術援助受託

名目としては技術援助であるが、実質的には「有限期間、PERHUTANI調達の持械(CREDIT)、労務者および現地資金を用い、各伐出事業地の森林収獲調査、伐採、搬出、跡地利用、持械の設置と修理および各理業務等、現場事業の管理と実施」を当該TCスタッフにより把握すると同時にイ国技術者

労働者に対する現地指導を行う。

本業務に因る委託料は 出来高枚数のより計算されるものと、支払いは PERHUTANI より FDC まで TC 本邦宛行われる。(実際には木材輸入代金の一部に之に振替えることによる。)

ロ) 木材輸入、販売

TC の内地本社は 自社工場生産材のうち一定量を、名目的に FDC を通じてから輸入のうえ国内販売する。

③ MERIT & RISK

MERIT : ① 経営受託による収益

② 木材貿易による収益

RISK : 生産が計画通り進捗せず、PERHUTANI からの

委託料支払いが技術者派遣其他経費

を賄い得ない場合は損失となる。

5. TC の選定基準

FDC が日本側において TC を募集し FDC の名の下に PERHUTANI

に派遣するが、この際 TC の選定基準は下記のとおりである

① 国家の海外経済協力事業若しくは本邦環境事業の直接的

担い手として、その経営内容も信用確実なものであること。

② 少なくとも一事業単位(年産 50,000 m³)以上の構成に必要な

とされる技術者、技術者、現地派遣の能力を有すること。

③ FDC の株式募集に当り一定責任額以上の負担すること。

④ 一定期間本事業に継続参加の意思を有すること。

⑤ FDC の要請があった場合、FDC 構成に必要な役員(場合により取員)に参加(意向)せしめること。

6. 日本側代表部(TC 技術者)

a. 日本側代表部

PERHUTANI と密接な連絡を保持し、諸協定の満足を実施する

確保するため FDC の負担において、この代表部を設置する

RE'-0237

0016

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

17

註) 東京には PERHUTANI の負担はこれより側代表部が設置
 之れ CREDIT 持積券の価格および品質を査定
 (なおこの際 日本側代表部員の一部は 林業経営関係の技術
 者として PERHUTANI の森林開発事業の企画立案および
 実施に関しても、実質的に参画せしめようとする)

b) TC 技術者

現地事業経営の技術者は概ね ① 総合的管理
 ② 経理 ③ 森林調査および林道設計 ④ 伐採機械
 ⑤ 機械修理 ⑥ 医療 ⑦ 通訳 関係の専門家
 とする。

~~派遣人員~~ 切付

註) 総合的管理について
 所長以下経営スタッフを全面的に日本側
 で占めることには 日方双方の立場から
 問題がある。むしろ所長補佐の
 持能を確保することが合目的である。

派遣人員一切は TC が負担する (PERHUTANI より
 出来高払い計画による経営委託料が FDC を通じて
 TC に支払われる)

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

18

7. TC への林地割当て

各社の現地進出の狙いは経営委託料の問題よりむしろ
 生産材の自社還元であるから 地域的に林分構成の大き
 さの差のある現地における各社間の希望調整にはかなりの
 問題が予想される。林地のアドバンテージは一社別の
 順序により行うものとする。

① 予備踏査) (注: 費用は前送技術者派遣費用
 に準じて考へる)

TC は ^{調査} 基礎資料見地に基づく希望地域の踏査・検討し、
 その結果に基づき FDC の調整の下に各自の受領する
 林地を決定し、結果を日本代表部 (技術スタッフ) に
 連絡する。

② 計画案の作成)

PERHUTANI は日本側代表部の意見を徴し各社
 毎次別、地別伐採計画案を作成する。

③ 計画の決定)

PERHUTANI、日本側代表部 ~~と~~ TC 二者は協議の上 ②
 の計画を最終的に決定する。

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE-0237

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0017

④ 経営受託条件交渉)

TCは PERHUTANI との条件交渉を日本側代表部
~~を通じて行う~~ に委任する。
 註) ②-④が入れ代りとも考えらる
 (以上の結果に基づき 材種別品目、数量が決定され PERHUTANI
 より FDC 宛発注される)

8 生産材の輸移出別仕分け

CREDIT 償還との関連性において「生産材の一部を対日輸
 出する」旨を協約に明示することとするが、材の輸移出別仕
 分けは次の理由によつて必ずしも容易なことではない。

① 所定計画通りの材種別数量を過不足なく生産する
 こと自体純技術的にも容易なことではない。

② 協定締結、生産計画作成および生産完了三者の時間的
 木材市況の変遷は大まかに協定内容を満足せしめるような
 材の引取りが行われる。

③ ②に関連し日双方の利害が対立する場合も想定さ
 れる。

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

上記の問題に対処するためには次の方針をシステムに
 確立することが必要である。

① 協定中 生産材の対日輸出量に關する規定には「順序に
 可成りの中を任せよ」、「輸出生は原則的に日本とする」
 が必要とする(日本に限定しない)等として弾力性を付
 与せよ。

② 材の輸移出別仕分けについては、必要に応じ簡便さ
 れる PERHUTANI および日本側代表部(註: 原質的には TC
 スタッフを含む) 両者委員会によつて実施計画を作成
 する。

③ 現地においても、上記計画を尊重しながる PERHUTANI
 および日本側代表部(半質上は TC スタッフ) 両者の
 間の時々の木材市況その他に即した材の仕分けを行
 う。

9 木材輸出価格

① 対日価格

② 平前の実施者間交渉において、例之、南方材産地

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237

0018

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

諸地域の木材輸出価格に十分参考とし、かつ=43
 の価格の変動に依り自動的にスライドする等十分に
 容観性を具備した木材種別標準価格表作成方式」
 を決定した。
 6. 上記標準価格より「^東東協諸国との協力を
 するFAVORとして日・印双方が評価した一定率」
 を控除したものが価格とする。
 ○ 対米三國価格
 価格に2.2の日本側は干渉しない。
 注) ^米輸出代金のうち対日償還充当部分に2.11の比率
 を各事業年度期首毎に PERHUTANI および FDC の
 協評の旨を定める。
 10. CREDIT 償還
 原則) 金利を年率^年2%とし、5年返済を5年等額 (註: 本件
 については基金当局と未折衝) の返済方式に従う。
 する。

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

方法)
 ① 償還は日本および米三國向け木材輸出代金の一定
 割合をその行のやりこきと原則とする。上記以外の
 外債支払いは協評の旨とする。
 ② 上記輸出代金のうち償還原資となる部分は自動的に
 に日本側管理銀行に預託されるものとする。
 ③ 各事業年度における償還原資の輸出代金に占
 る比率は、PERHUTANI の収益性と償還に關する協評
 の結果を^{協評の旨}見直しを数回して、年度期首毎に
 PERHUTANI および FDC が協評して定めるものとする。
 註) 償還は定率のより定額的に行われ
 べきと望まれている。
 償還の完了)
 ① 償還は、CREDIT 供与の際自動的に作成^得する
 年度毎償還計画に従って忠実に行われなければならない。
 協評の結果、不可抗力の至理由および日本側から
 1. 月々共同の責に帰すべき理由による当該年度分の返済

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

未了部分については翌年度以降に返済をくり返すことか
 出来了。

② 最終的には償還積約年度の終了までに完済な
 ければなりません。

(しかしながら、この場合において不可抗力の理由によ
 り日本側又は日・日共同の責に帰すべき理由により
 返済が遅延した場合に必要期間を延長する余地
 を残しておくを得ます。)

11. 追加・更改材機類の輸出

当季自合「南茶構想」におけるCREDIT対象は一初
 次投資分の材機類に限定されているが、実際的に
 事業を継続するたためには、才旦年月より直ちに追加(又は更改)
 のための材機類の供給が行われなければなりません。

例として逐次伸張された林鉄用L-^{ll}機の追加、耐用
 期間を延長するための、4エンジン等の更改である。

これらの購入は生産実績に伴ってPERHUTANI自らの
 調達外貨による行なわれる見込みである。ちなみに、

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

4-4システム(註)が所定計画通りに実行されることが
 日本より追加・更改分として10ヶ年総額86億円に97%の
 材機類の輸出を予定しているが、これらの確保が本
 事業推進の大きなポイントの一つであることは、
 日本側の木材輸入代金のうち主要部分から、^①対日償還
 部分と同様、^②日本側為替銀行に預託され、積立され
 ることによる。

註) 4-4システム
 又又カ、55カ、70カ、75カ、80カ、85カ、90カ、95カ、100カ
 各1事業単位をもちて着業する方式

参照) 別資料「南茶構想」に於ける
 諸意見の経理的整理(外-輔)

A4 X 100

DIRECT COPY SYSTEMS

RE-0237

0020

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

~~経済局長~~
~~アジア課長~~

~~南東アジア課長~~
~~調整課長~~
~~政策課長~~

経済協力部長 *jb*
参事官
経済協力課長 *jb*
No.

カリマンタン森林資源開発に

関する日本・インドネシア間交渉について

37. 1. 18

外務省経済協力課

秘

1. 交渉方式

1. 政府間交渉を行つたどうか。

インドネシア政府は毎年農林大臣決定として
カリマンタン森林開発計画委員会を
設立し、「1」国政府部内におけるカリマン
タン森林資源開発に関する調整及び
調査研究並びに対日接衝と担当せ
しめるとともに、日本側においても現状の

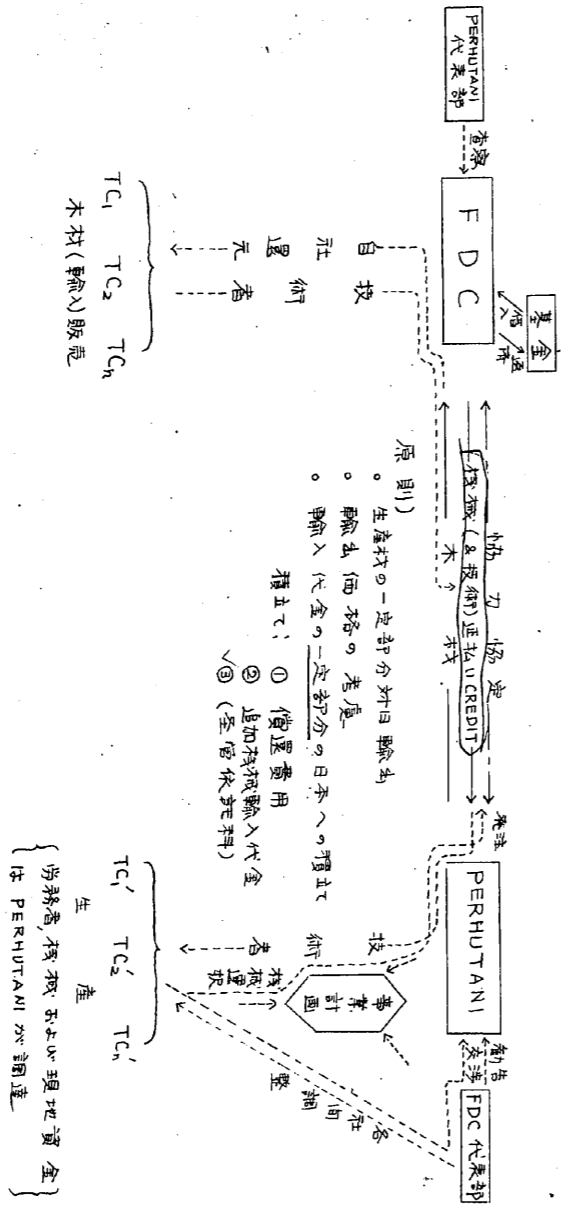
外務省
公報案 (2)
高裁案

(日本)

(インドネシア)

東カリマンタン森林開発協力事業

住組(予想)図



註) 日本側

FDC: KALIMANTAN FOREST DEVELOPMENT COOPERATION Co., Ltd.
(カリマンタン森林開発協力株式会社)
T.C.: X X X TECHNICAL COOPERATION Co., Ltd.
(X X X 技術協力株式会社)
PERHUTANI: PERUSAHAAN KENYUTANAN NEGARA INDONESIA
(インドネシア林業公社)

RE'-0237

0021

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

※ 「開発協力機法」では交渉能力に乏しい
(民間財界業界の切を整理し、「イ」側)
と云うところがあると思われるので、~~これ~~に対応して

政府間交渉に對 基本的事項に關する取
極めを 行ふこと 然るべしと 考えられる。

ロ. 政府間交渉を行ふ場合 その協議
取極め事項

A) 日本政府は 本件開発の必要資金
に對し 財政資金 別の支出を考慮す。

B) 「イ」政府は 本件開発のため 必要
な 現地資金を 調達す。

C) 「イ」政府は 日本側より 供与される
借款の返済分を 開発木材の 積出

を 確保す。

D) 「イ」政府は、開発事業関係者の出入国、
国内旅行、借款使用物資の通関等
本件開発推進上 必要なる事項につき 積極
的協力を行ふ。

※

E) 具体的協力事項の細目は、日「イ」
開発当事者間において 取極める。

ハ. 政府間交渉に至るまでに 解決すべき
問題

A) 国内体制の整備

B) 本件の日「イ」協力方式

RE'-0237

0022

「イ」側は、ソルミナに対する北東石油資源

開発協力株式会社との協力方式を

production sharing と呼び、対「イ」

経済協力の typical な方式として

この事業経営に対する^(株主の)発言権が

ないために事業遂行上種々の困難を感じ

ている。また「イ」政府は一般的に

外資導入における合併方式には極めて

警戒的を考へて持っているため、合併

方式の提案には強硬な抵抗を示す可

のと思われる。

そこで、事業経営に対する実質的発言

公信案(乙)
高級案

外務省

権を確保し得る協定方式を

採用が必要かあると思われる。

c) 事業計画

南方林業作成に係る事業計画の

再検討

2. 交渉日程

閣僚各省会議 1月下旬

開発協力機関との打合せ会議 "

政府間交渉(ジャカルタ) 2月中旬

開発当事者交渉 3月

公信案(乙)
高級案

外務省

RE'-0237

0023

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

カリマンタン炭素開発世話人会の動向 37.1.30.

I. 37年1月12日第10回世話人会において、事務局案「カリマンタン炭素開発協力事業の仕組み」を中心に世話人の検討会を開くことを申し合せ、その1回検討会を1月18日とした。

II. 37年1月18日 第1回検討会の結果

- 1. 本事業の政策的性格を持つていふこと、相手がいまだに不確実な点に創始産業であるための危険が多い点にのみならず、政府の強力なサポートが不可欠であること。
- 2. 本事業においては現地進出会社(T.C)の技術と経験を十分に行きわたらせるような仕組みとすること。

3. Riskはすべて開発協力会社(FDC)に受けとめ、RiskのT.Cまで及びはぬようにすること。
 従ってこのためにはFDCを相対強国なものとする。

4. FDCの資本は(主として)民間出資
 事業資金は国の融資(海外経済協力基金)

- 本事業はすべてRiskyな事業であり、これからのためには協力基金の莫大の中核となる
- 従来の銀行方式のようなものは到底不可能
- 民間出資は万一これが零となるような場合があってもやむを得ないが、借入金などの責任は負えない

- 5. その他
 - 政策的な計画の作成を事務局に依頼
 - 技術セクターの問題
 T.Cは事業をやりながら「個別技術者の養成・訓練を行うことは困難な、これはFDCにやること、等

III 37年1月29日 第2回検討会の結果
 日政府と「個別」の動きに別れて、業界においてはFDC設立準備会を可及的に設立するべきであるとの結論に達し、

A4 X 100 DIRECT COPY SYSTEMS

つきのScheduleに基づき準備会の設立をすすめることとなつた

- 1) 2月5日 午後1時、日本木材輸入協会の緊急増資会を開催準備会設立を理事会に諮り、理事会の意見とする。
- 2) 2月6日 午後9時、同理事会代表者から、政府方針及び意見、及び各側の意見を聞くことにも業界の意見を同席する。
- 3) 2月9日 日本南洋材協議会常任理事会と日本木材輸入協会南洋材協会常任理事会(共に全5組織)との合同理事会を開き、憲章承認とする。

なお、本日出席の世話人は下記の通りで、上記常任理事会の参加者である。

三井物産 取締役 木村 敏夫	郡司 章
住友産業 " "	市川 政夫
森田産業 " "	奥山 和夫
東洋棉花 " "	山田 男
丸正 飯田 " "	古川 正一
東洋物産 東京支店長	尾崎 義一
東産 合板 社長	永吉 明治
南洋炭素開発委員会 副会長	三浦 辰雄
" 子孫 会長	田中 紀夫

A4 X 100 DIRECT COPY SYSTEMS

RE'-0237

0024

○ カリマンタン森林開発推進
委員会結成ご挨拶とお願い

○
○
○

○
○

昭和 37 年 3 月

カリマンタン森林開発推進委員会

RE'-0237

0025

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和37年3月1日

殿

カリマンタン森林開発推進委員会
委員長 三浦辰雄

推進委員会結成ご挨拶とお願い

謹啓 時下ご清栄の段お慶び申し上げます。

カリマンタン森林開発の件に関しましては、平素なみなみならぬご理解とご高配をいただき、関係業界一同深く感謝申し上げます。

私どもは昭和35年度の日・イ共同調査以降、開発実施計画の作成、参加者体制の整備等につき、各位のご指導の下に微力をつくしてまいりましたが、それは将来の長期需要に耐え得る南方材の安定、かつ充実した供給源としては、カリマンタン森林資源以外には考えられないという、切実な実情によることはもちろんでございますが、そのほか、経済協力という重要国策にいささかでもご協力できることに、大きな誇りを覚えているからにはほかならないのでございます。

昨年末の黄田駐インドネシア大使閣下よりの公信を聞き及びますところ、インドネシア側には、政府機関たるカリマンタン森林開発計画委員会も設置され、本件に関する日・イ交渉の態勢をすでに整えているとのことでもございますし、同委員会副委員長スマルヨ氏（林業公社総裁兼林野庁長官）からも、さきに日本側より提示した開発計画試

RE'-0237

0026

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1. 昭和37年3月1日
(昭和)

カリマンタン森林開発推進委員会委員名簿

(いろは順・敬称略)
昭和37年3月1日

案について、三、四の照会を寄せられている事実もありますので、当
方といたしましても、これに即応し、日本側の実施者体制のより一層
の整備強化をはかるため、去る2月9日南洋材関連業界を打って一丸
となし、新たにカリマンタン森林開発推進委員会を結成し、ごく近い
将来に予想される日・イ実施者間交渉、カリマンタン森林開発協力株
式会社（仮称）設立等の諸問題に備えることといたした次第でござい
ます。

しかしながら、ご高承の通り本開発事業着業への道は、かならずし
も平坦なものばかりではございません。

インドネシアの複雑な政治・経済事情、まったくの新しい試みであ
る本事業の前に横たわる未知因子の山積等を思いますとき、両国政府
ベースにおける基本問題に関する了解のとりつけ、国家財政からのご
協力、あるいはまた、上記協力会社設立に関する諸般のご指導等、事
前に各位の一層お力添えを仰がざるを得ないところでございます。な
にとぞ実情をご理解のうえ、上記の諸点につきまして特段のご高配を
いただきたく、本委員会一同衷心よりお願い申し上げる次第でござい
ます。

以上、カリマンタン森林開発推進委員会結成のご挨拶かたがたお願
い申し上げます。 敬 具

委員長 三浦 辰雄
副委員長 田中 紀夫

委 員
〇(貿易商社業界)

市 川 忍	丸紅飯田株式会社	社 長
岩 井 雄二郎	岩井産業株式会社	社 長
猪 崎 久太郎	安宅産業株式会社	社 長
西 川 政 一	日商株式会社	社 長
堀 田 彦次郎	日比貿易株式会社	社 長
土 岐 正 直	ギンジー貿易株式会社	社 長
津 田 久	住友商事株式会社	社 長
続 木 馨	亜南産業株式会社	社 長
沖 豊 治	兼松株式会社	社 長
栗 林 徳 一	南方林業株式会社	社 長
矢田部 章	富士木材貿易株式会社	社 長
福 井 慶 三	日綿実業株式会社	社 長
近 藤 秀 一	東邦物産株式会社	社 長
越 後 正 一	伊藤忠商事株式会社	社 長
阿 部 広三郎	東洋物産株式会社	社 長
水 上 達 三	三井物産株式会社	社 長
荘 清 彦	三菱商事株式会社	社 長
鈴 木 重 光	東洋棉花株式会社	社 長

RE'-0237

0027

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(林業業界)

○ 萩原 吉太郎 北海道森林工業株式会社 社長

植村 実 住友林業株式会社 社長

(紙パルプ業界)

難波 経一 山陽パルプ株式会社 社長
(紙パルプ連合会林材部会 部会長)

(合板業界)

岩倉 卷次 株式会社岩倉組 社長

段谷 弘忠 段谷産業株式会社 社長

辻 良一 東洋ベニヤ工業株式会社 社長

中村 国一 中村合板株式会社 社長

野田 力三 野田合板株式会社 社長

太田 桂助 千住プライウッド株式会社 社長

大鹿 守義 大鹿振興株式会社 社長

国吉 朋治 東京合板株式会社 社長

又賀 清一 日新林業株式会社 社長

深尾 茂 永大産業株式会社 社長

○ 阿部 広三郎 東洋プライウッド株式会社 社長

足立 建次 足立ベニヤ株式会社 社長

(吋板業界)

岩城 安次郎 株式会社二村製材所 社長

笹野 幸二 笹野木材工業株式会社 社長

湯浅 誠之助 湯浅貿易株式会社 社長

(問屋業界)

中路 恒三郎 大阪外材協会 会長

幸田 末三 株式会社角丸商店 社長

網中 勝次郎 網中木材株式会社 社長

江口 俊吉 江口木材株式会社 社長

森林 高一 森林商事株式会社 社長

(製材業界)

高井 新吉 東南木材株式会社 社長

大堀 義太郎 菱大木材有限会社 社長

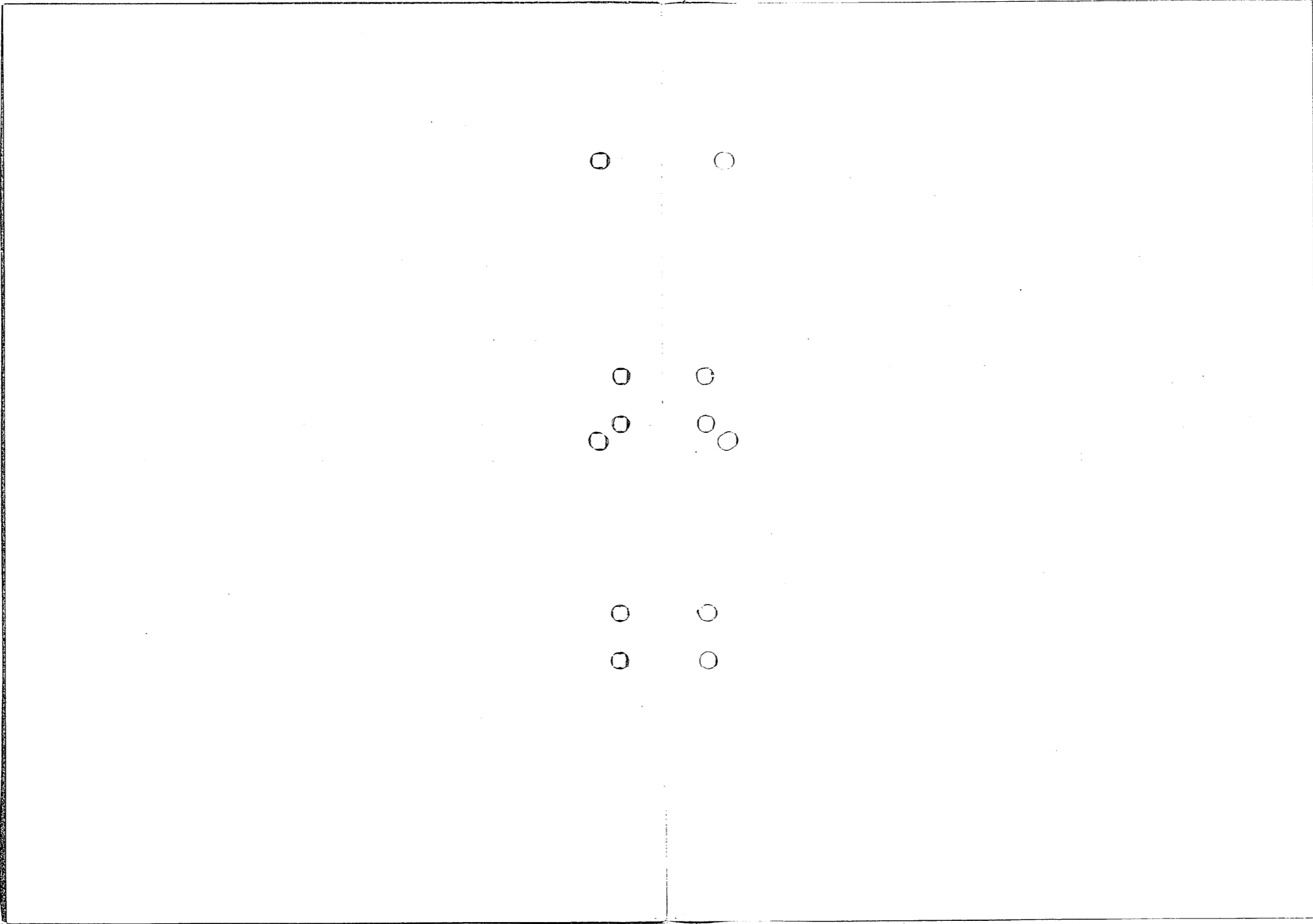
木村 猛 大阪南洋材協会 会長

田中 紀夫 森林資源総合対策協議会 専務理事

武内 信男 森林資源総合対策協議会 常務理事

三浦 辰雄 森林資源総合対策協議会 副会長

(備考) なお今後若干参加の見込み



RE'-0237

0029

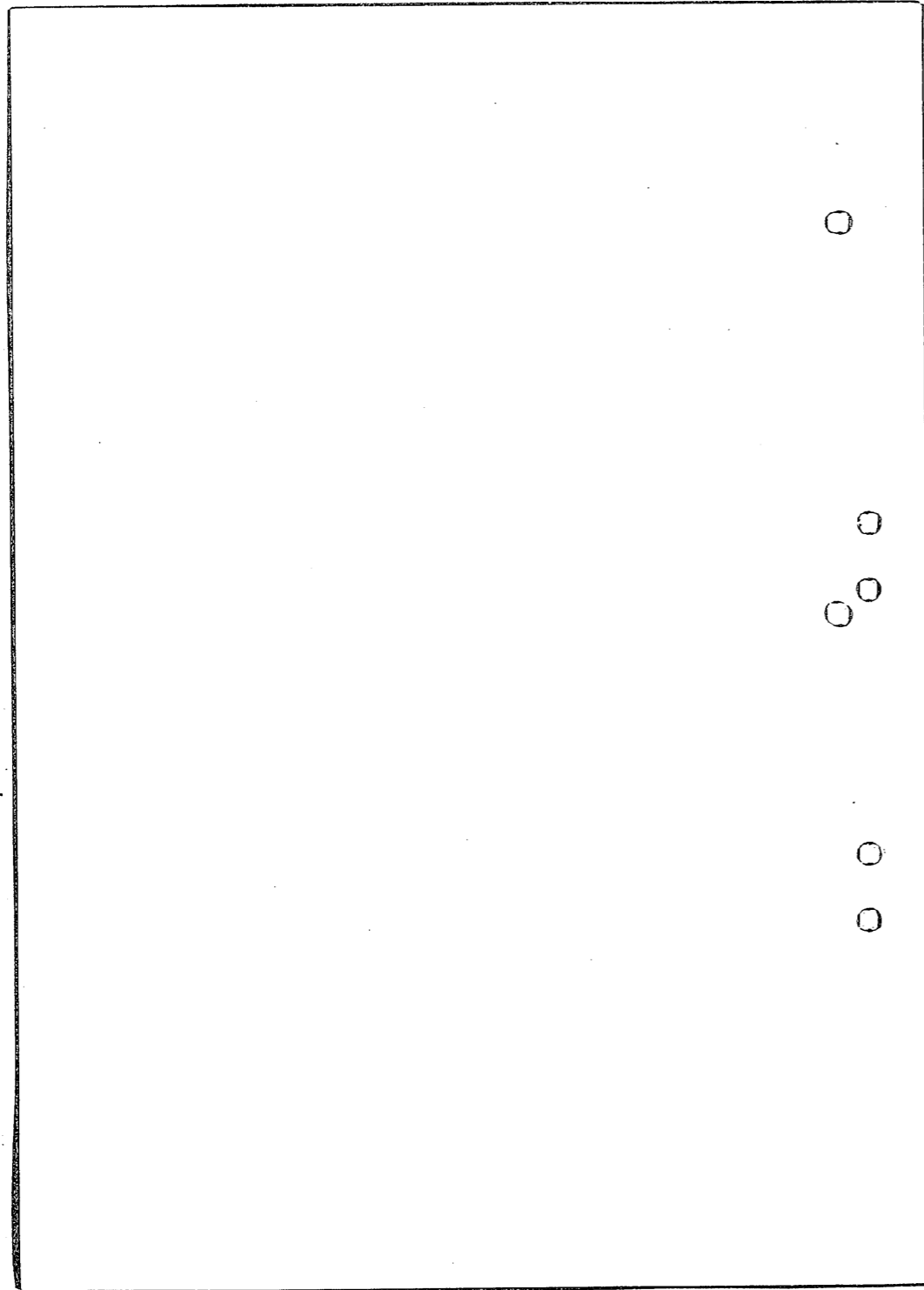
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0237

0030

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



○

カリマンタン森林開
発についての陳情書

○

○
○

○

○

昭和 37 年 3 月

カリマンタン森林開発推進委員会

RE'-0237

0031

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和37年3月1日

殿

カリマンタン森林開発推進委員会

委員長 三浦辰雄

カリマンタン森林開発についての陳情

わが国における輸入材に対する需要は国民経済成長に伴い、近年著しい伸びを示しておりますが、なかんづくラワンを主体とする南洋材に対する需要は、年々増大の一途をたどっており、現在600万立方メートルの輸入実績を示している南洋材に対する輸入要望量が、昭和40年度においては1,000万立方メートルに達するであろうと予測されております。

対するに、南洋材の90パーセントを占めているフィリッピン、および北ボルネオ材の対日輸出量の今後の飛躍的な伸びは、それら諸国の産地事情および木材輸出対策から見て、もはや期待し得ないところでありまして、関係業界のみならず、木材価格の安定のためにも、新たな南洋材供給地の開発と確保が焦眉の問題となってまいりました。

これらの要請に十分応えうる候補地としては、インドネシア領カリマンタン（旧蘭領ボルネオ）を除いては存在いたしません。

1960年度日・イ共同調査の結果によれば、東部カリマンタンの千数百万ヘクタールにおよぶ広大な森林資源は、将来恒久的に年々数百万

RE'-0237

0032

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

立方メートルのラワン材の対外供給をして余りあることが明らかになりました。

ここに別添参考資料にもあります通り、わが国関係業界の総力を結集のうえ、カリマンタン森林開発協力株式会社を創設し、国家財政からの融資に基く対インドネシア林業公社の機械借款と、技術援助による森林資源開発を期するものであります。

一方、新興まもないインドネシア国の旺盛な国造りの意欲は、「国家建設8カ年計画」としてあらわされていますが、イ政府のカリマンタン森林開発に対する絶大な期待は、全計画の資金計画の重大な一翼として、本開発部門に8年間5,250万ドルの外貨獲得を割当て、また政府部内に農務大臣命令をもって「本問題に関し日本側と交渉するために……」東カリマンタン森林開発計画委員会を、すでに設置している事実からも明らかであります。

しかしながら、インドネシアにおける経済および技術協力事業の展開にあたり、事前に解決を計らざるを得ない問題点が、山積していることも事実であります。

外資導入、関税、出入国、外国人活動およびイ側の、資金調達等に関するすべての問題は、社会主義体制下のインドネシアにおいては国家的法規・制度ないしは、措置に連なる問題でありまして、民間ベースを基調とする日本側体制をもってしては、その解決は非常に困難なものと考えられます。

- 2 -

カリマンタンの森林開発を強力に推進して、木材貿易および加工、輸出関係業界の長期安定対策を計るとともに、木材価格の安定および海外経済協力の一翼の責を果したいわれわれ一同の念願を了とされ、それら問題点解決のための下記事項につき、関係各省特段のご配慮を頂きたく、お願い申し上げます。

記

I 協力事業実施者体制の整備強化

関連業界ことに南洋材の直接需要者たる加工業界は、かならずしも十分な資金力を備えていない。したがって実施者体制の確立にあたっては、南洋材関係貿易商社等の積極的参加が必要である。

技術援助を重要な対イ協力内容として掲げる本協力事業への参加に当っては、まず各社とも開発協力株式会社設立資金の分担はもとより、自社技術スタッフの整備を行わなければならないが、これらは商社本来の性格と体制からみて、かなりの決断を要する問題である。要は未知ないし不安定因子の少なからぬインドネシアにおける、創始産業への協力参加、すなわち実施者体制の整備は、国家的背景に基く事業見通しの確立と保証が前提となるのであって、この点につき関係各省の積極的な指導と援助を仰がざるを得ない。

II 政府ベースによる事前交渉

前記実施者体制整備にも関連し、日・イ実施者間の具体的な協力条

- 3 -

RE'-0237

0033

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

件交渉以前に、ぜひとも下記事項につき、日・イ政府間交渉により、基本線が打出されることを期待する。

1. 本事業に対する両国政府の基本的態度
2. 本事業実施上の問題点のうち、政府間ベースで了解ないし確認を要する基本的事項

イ) 協力方式

合弁、請負、クレジットあるいはそれらの折衷方式

ロ) 事業規模

両国の経済政策的な要請に基く規模

ハ) 資金調達

資金分担に関する日・イ両政府の考え方

ニ) 債務保証

クレジット方式の場合にあつては、政府または中央銀行の保証等

ホ) 対第三国問題

第三国よりの併行的な協力導入に関するイ側の考え方の確認、および対第三国生産材輸出等に関する問題点の検討

ヘ) 技術センターおよびパイロットプラントの設置に関する構想

3. 本事業を実現するためには、政府ベースの特別配慮によって解決しておかねばならない事項

イ) 輸出入関税

創始産業たる事業の育成、ことにその着業段階の事業採算性の確保のためには、特例として、わが国よりの輸入機械および労務物資に関する関税の減免措置が必要である

ロ) 関連公共事業

森林開発事業を成立させるため必要な、インドネシア側による通信、交通、保健、教育および港湾施設等の公共事業の併行的推進

ハ) 木材輸入代金のうち必要部分の日本積立

着業後の追加機械、労務物資の日本よりの継続的輸入確保のためである

ニ) その他本事業を円滑に行うため、政府ベースの特別措置に期待する事項

○日本人関係者について出入国、国内旅行、対日通信、国内通信、航空機使用、航路標識の設置等の手続の簡素化（たとえば中央から地方への手続移譲等）ないし特認

○住居、厚生、その他の生活上の便宜

○外貨保持、未使用外貨の持帰りに関する便宜

III 輸出代金保険適用料率

本事業の性格は

イ) 目的は木材輸入の長期的安定策の確立につきるのであって、機械および技術輸出による収益は、ほとんど考慮していないこと

ロ) 両国政府間の基本的了解成立のあかつき、はじめて実施されるという前提に立っていること

の2点にかんがみ、クレジット対象機械に関する輸出代金保険料については、最低限の保険料率の適用を期待する。

IV 国家財政よりの融資条件

インドネシアの経済開発は、各国の経済協力競争の場のごとき様相を呈しており、その融資条件もきわめて低率、かつ、長期的なものであって、最近における西独の対イ研究機関設立資金融資(2.1億ドル、3年据置、13年払い、利率2.5パーセント)はその例である。

これらには、もはや国際金利という概念は存在しない。

本協力事業の場合、その基調を民間による商業ベースにおいており、かならずしも、列国の国家援助ベースにならう必要はないといえるが、現実的にイ国の対日期待と、その国情を考えると、本件に関する国家財政よりの融資条件に関して、特段の配慮を期待せざるを得ない。

カリマンタン森林開発推進委員会委員名簿

(いろは順・敬称略)
昭和37年3月1日

委員長 三浦 辰雄
副委員長 田中 紀夫

委員
(貿易商社業界)

市川 忍	丸紅飯田株式会社	社 長
岩井 雄二郎	岩井産業株式会社	社 長
猪崎 久太郎	安宅産業株式会社	社 長
西川 政一	日商株式会社	社 長
堀田 彦次郎	日比貿易株式会社	社 長
土岐 正直	ギンダー貿易株式会社	社 長
津田 久	住友商事株式会社	社 長
統木 馨	亜南産業株式会社	社 長
沖 豊治	兼松株式会社	社 長
栗林 徳一	南方林業株式会社	社 長
矢田部 章	富士木材貿易株式会社	社 長
福井 慶三	日綿実業株式会社	社 長
近藤 秀一	東邦物産株式会社	社 長
越後 正一	伊藤忠商事株式会社	社 長
阿部 広三郎	東洋物産株式会社	社 長
水上 達三	三井物産株式会社	社 長
荘 清彦	三菱商事株式会社	社 長
鈴木 重光	東洋棉花株式会社	社 長

(林業業界)

萩原 吉太郎 北海道森林工業株式会社 社長

植村 実 住友林業株式会社 社長

(紙パルプ業界)

難波 経一 山陽パルプ株式会社 社長
(紙パルプ連合会林材部会 部会長)

(合板業界)

岩倉 卷次 株式会社岩倉組 社長

段谷 弘忠 段谷産業株式会社 社長

辻 良一 東洋ベニヤ工業株式会社 社長

中村 国一 中村合板株式会社 社長

野田 力三 野田合板株式会社 社長

太田 桂助 千住プライウッド株式会社 社長

大鹿 守義 大鹿振興株式会社 社長

国吉 朋治 東京合板株式会社 社長

又賀 清一 日新林業株式会社 社長

深尾 茂 永大産業株式会社 社長

阿部 広三郎 東洋プライウッド株式会社 社長

足立 建次 足立ベニヤ株式会社 社長

(吋板業界)

岩城 安次郎 株式会社二村製材所 社長

笹野 幸二 笹野木材工業株式会社 社長

湯浅 誠之助 湯浅貿易株式会社 社長

(問屋業界)

中路 恒三郎 大阪外材協会 会長

幸田 末三 株式会社角丸商店 社長

網中 勝次郎 網中木材株式会社 社長

江口 俊吉 江口木材株式会社 社長

森林 高一 森林商事株式会社 社長

(製材業界)

高井 新吉 東南木材株式会社 社長

大堀 義太郎 菱大木材有限公司 社長

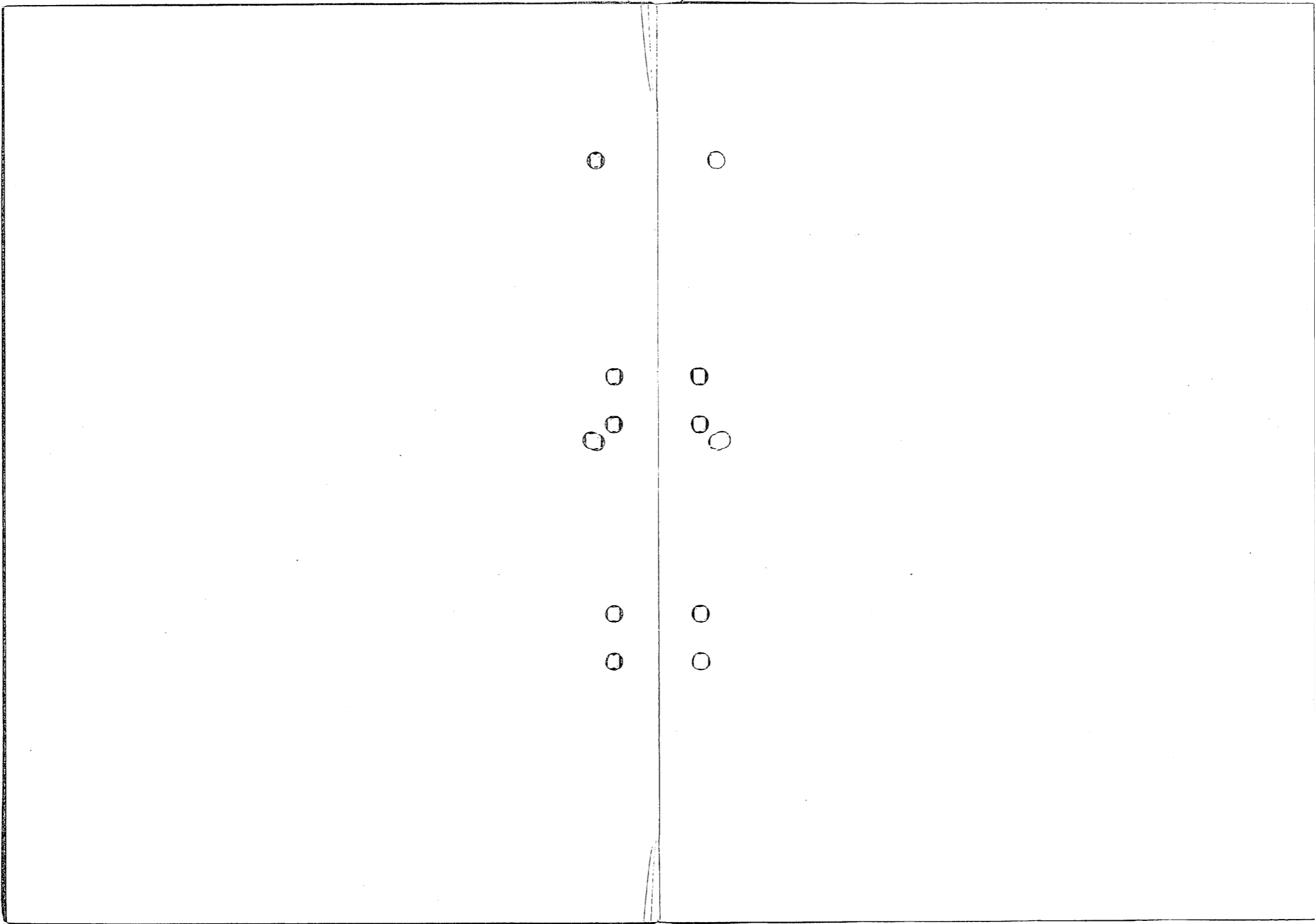
木村 猛 大阪南洋材協会 会長

田中 紀夫 森林資源総合対策協議会 専務理事

武内 信男 森林資源総合対策協議会 常務理事

三浦 辰雄 森林資源総合対策協議会 副会長

(備考) なお今後若干参加の見込み



RE'-0237

0037

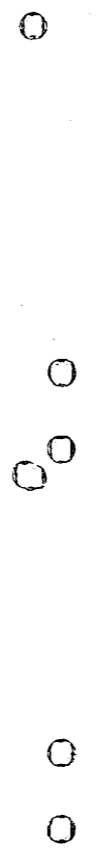
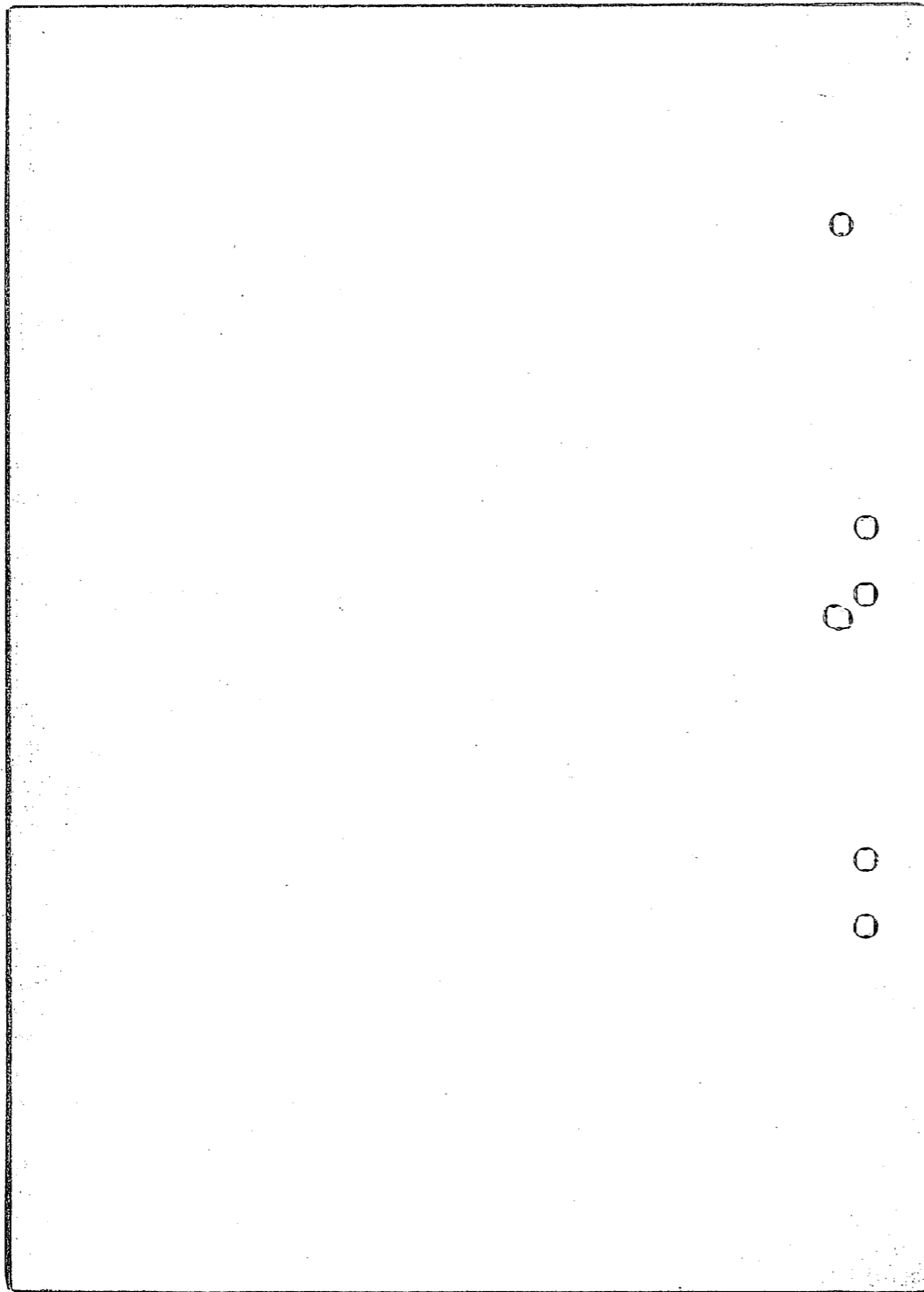
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0237

0038

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主管課長へ

本館主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

37 5.6/4 略 至協至

ジャカルタ 3月8日 0/58

本省 8日 1239

小坂大臣 黄田大使

(東カリマンタン森林開拓に関する件)

ヲ206号

東カリマンタン森林開拓に関し

1. 3月6日館員が林野庁航空写真測量局長 Soekiman に確めたところ実施済の Berau 地区8万ヘクタールのほかに新たに Nunukan, Sabadik 地区(島嶼)6万ヘクタールの撮映を昨年10月30日に完了した由にて数日中に同地区のフィルムを当館にて受領の上発送の予定。

2. 上記により当初の計画22万ヘクタールの中14万ヘクタールを完了したことに存

外務省

(返り)

主管課長へ

本館主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

電信写

るので日本側より交付予定の補助金は14万ヘクタールに対し支出されるものとして解して差支えなきや。

なおこの場合 Soekiman は現金交付を望まず RMK カメラの送付方強く要望しており、上記補助金額にてカメラを購入し現物支給すること可能なりや否や回答ありたい。

3. イ側は今後も未了地区の測量を継続する方針であるが、次期予定地は Tarakan 地区8万ヘクタールである。東カリマンタンの気象条件から見て3月中旬より5月中旬に至る2か月間がちょうど航空撮映可能な時期に当たっており空軍の協力を要請中の由なるも主としてカメラの撮映能力に制約があるため上記カメラの送付が他の地区 Sanghulirang の撮映

RCA 225mm 500mm
RMK 外務省
KITA FOR 600mm 100mm

RE-0237

0039

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

主管課長へ
 本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲所に連絡ごう

電信写
 実施のキヤとなる事情にあり日本からの送付なき場合はタラカン地区のみで撮映を打切る趣である。

林総協への上記事情御連絡願いたし。

(了)

配布先 次官、外審官、官房長、重、経、経協、精、各局部長、重審、全次、協、参、総、了、東、全、協、了、経、協、政、経、精、産。

外務省

17 177

極秘

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	122
付			
属			

発 送 日	昭和37年3月16日
発 信	タイプ 2 校 査 5/10

文書課長 (分類)

公 信 番 (経協系) 半公信 号	公 信 日 付 昭和37年3月10日
大 臣	主 管 経済協力部長
政務次官	参 事 官
事務次官	主任 経済協力課長
官房長	起案者 丸山 電話番号 543
(協 議)	
(回 覧) 経済局長	政策課長 南東アジア課長 調整課長
受 信 者 在インドネシア 黄田大使	発 信 者 甲斐経済協力部長
穿送付先	希望到着期日 月 日
件 名 (カリマンタン森林資源開発に對する国内体制に關する件)	この欄は至急信のみに使用のこと
公 信 案 (甲) 10 1 務 省	回覧番号 542547

37.3.22

RE'-0237

0040

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

-
-
-
-

萩原吉太郎氏の日本インドネシア経済開発協会の出現に對し、従前より東洋推進の中心となつていた南方林業の足並が乱れ、これに對する経団連の支援も停滞気味になつた事情については累次公言その他をもつて印連絡申上げを通りであり、その後当省よりの各省及び関係者に対する呼掛けもあり、漸次統一の気運にありますので最近の状況と貴使師参考までに印報らせ致します。

1. 当省としては、木材関係業者が中小規模で対外交渉能力に欠ける莫に鑑み、また東洋推進のためには基本事項に固執の取極は政府間に行ふべしとの経団連その他業者側の要望があること、また、南方国内体制の合意状態を檢査し、契機をつくる趣旨もあつて、政府間交渉を行

東洋推進の中心となつていた南方林業の足並が乱れ、これに對する経団連の支援も停滞気味になつた事情については累次公言その他をもつて印連絡申上げを通りであり、その後当省よりの各省及び関係者に対する呼掛けもあり、漸次統一の気運にありますので最近の状況と貴使師参考までに印報らせ致します。

-
-
-
-
-
-

構想について関係各省の意見と徴に、経済企画庁、農林省は積極的に賛成し、大蔵省、通商省は併せて回答を留保し、何れも、国内体制の確立を絶対要件としており、主管者たる農林省は、業界指導に積極的に乗出すこととなり、目下南方林業の三浦辰雄氏が各方面の意向打診を行つています。

2. 萩原氏は、日本インドネシア経済開発協会を3月に入つて activeにし、各 project を個別的に検討し、5月頃には「イ」団を組織して派遣できるものにしたい。特にカリマンタン開発については強力を投入する必要があり、この趣意を沢本経済協力課長に

RE'-0237

0041

語っておりましたが、同課長の示唆に基づいて
 三浦氏が教役に及んで同氏の意向を確
 める結果、最近に至って、北炭木材部を
 独立して北海道森林工業株式会社
 (資本金3億円)を設立し、これを中心と
 してカリマンタンの開発を進行、構想を明らかに
 しました。(この構想については先に萩原氏
 から沢木課長に渡りされていそものであって、
 今月8日に同会社の発足をみることは、萩
 原氏が本件開発について具体的な決意を
 持つに至ることを示すものと云えまじやう。
 萩原氏はこの会社がカリマンタン開発会
 社に他のメンバーと並列の状態に参画する
 ことについても三浦氏に同意を与えていた
 趣意であり、三浦氏の判断にまかすは”

GA-4

外務省

従前の南炭林業のメンバーは感情
 問題は別として萩原氏が main partner
 とする点については強硬な反対はあろうとの
 点です。特に三浦氏は、南炭林業
 内の本件推進委員会が、輸入業者、
 合板、製材等の業者からなっており、何れ
 も木材が輸入される場合には、積極的に
 応援を要する。開発の段階では、できる
 だけ深入りしなくともという腹であるの
 で、この際、萩原氏の会社が主軸と
 なることは歓迎すべき傾向であるとし
 ております。(三浦氏は、萩原氏に対
 して河野大臣の advice もあり、農林商
 経の先輩に当り^{西山といふ人}と新会社に推薦して
 入る点に至つておりました。) 萩原氏は

GA-4

今月9日林野庁長官と同様に河野大臣に萩原氏との会社関係等
 報告してその原則的理解を取り付け趣意を述べ、近日常に各
 団連にも説明をしております。

RE'-0237

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3. 一方南方林業(三浦氏)では、本件の推進
委員会ともいふべき組織(三浦氏の構
想によれば、特来、この組織の会長として
小林中氏級の大物が来る場合幹部
級人事の問題もあるので今の段階から
固つたものにはしにくいとのことです。)は、
輸入業者 17社(確定) 合板業者
8社(確定) 製材業者 5社(未定)
問屋 3社(未定) と中心に進められて
きておりますが、前記萩原氏の新会社
設立に伴って、この組織固めの速度も
~~遅くなること~~^{遅くなること}と思われま
す。
当省より三浦氏に対しては、開発会社
の大筋が~~決定~~^{決定}する時に関係各者に対
して、その~~趣旨~~^{趣旨}報告書と提出する

GA-4

外務省

もに、本件推進のため政府において措
置すべき事項につき要望書と申すは申入
れてあります。

又自民党の対外経済協力特別委員会
森林資源開発小委員会でも本件推進に
当たっています。逸日党の朝会会において
萩原氏は、本件開発^{の促進は}は、一つに河野大臣
の意向^{表明}に~~従~~^従って進めようとしており、国内体制の確立
~~明確な体制に~~^{明確な体制に}
が絶対条件であると発言し、沢木課長の
意見に全く同意する旨の見解を表明し
ており、対インドネシア^は協力については従
前の外務省方式と支持する旨を明言し
ておりますので御参考までにお知らせし
て置きます。

GA-4

外務省

RE'-0237

0043

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

黄田大使 (37.3.8) 電に因して

37.3.12
南方林業南洋委員会

1. 撮影実績は14万km²に達す

(地区)	(撮影実績(万km ²))	(撮影月日)	(備考)
BERAU	15.5	1960.6.26	受領済
TARAKAN	2.0	1960.9.22	"
NONUKAN & SIBATIK	6.0	1961.10.30	未受領

と計算すべきものと考之る22、ニ9兵につきイ側の意見を承認の
うに3月20日付2412回電を以てす。

2. 南方林業南洋委員会は「1960.9.13付三浦宛スレロレシ-を尊重し、同席
補郎金に民間資金を加え、対イ支払分として12万20000を準備すべ
く努力してす。カハラ9件については、今後30万にまで増大する
の撮影終了後、中200000の限度内においてRMK-A型一式(122f.21mm)
を送付すべし、1960.9.14 DJAKARTAにおいて Kol. SOEHARDI
は T. MIURA に対し、「支払いはカハラ9の現金で行なうべし」と旨の
申入れを行なつていり、華屋もあり、ニ9兵イ側の統一意見が
知りたしと云つていり。

3. 今後の撮影は上記スレロレシ-の趣旨に於いて積極的に
行なふべきと期待す。

No.

(森林開発)

◎ カリマンタン森林開発推進委員会八日発足

政府も四月に現地調査団の派遣を予定
森林資源総合対策協議会はインドネシアの東カリマンタン森林
開発のため、数年来インドネシア農林省が中心となつて組織さ
れている東カリマンタン森林開発計画委員会(委員長ジャルマ
ン氏)と予備交渉を進めてきたが、さきごろ日本側は関係各省
および当計画に参画希望商社の窓口的存在である経団連と林総
協の三者合同協議会を開き本開発計画に協力する方針を固め、
去る八日商社十九社、合板工業会社十一社、輸出時板工業会社
三社、間屋業界三社、製材業界二社の計三十八社から成るカリ
マンタン森林開発推進委員会を正式に発足せしめた。

同会のメンバーは次のとおりである。(敬称略)

- ▼委員長 三浦辰雄(森林資源総合対策協議会副会長)、▼副
委員長 田中紀夫(森林資源総合対策協議会専務理事)
- ▼商社関係委員 ▼猪崎久太郎(安宅産業社長)、▼矢田部章(富
士木材貿易社長)、▼土岐正直(キング1貿易社長)、▼
越後正一(伊藤忠商事社長)、▼岩井雄二郎(岩井産業社長)
- ▼沖豊治(兼松社長)、▼市川忍(丸紅飯田社長)、▼荘清

公信案 (乙)
高級案

外務省

37.3.12
工業時事通信

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE'-0237

0044

彦(三菱商事社長)、▽水上達三(三井物産社長)、▽栗林徳一(南方林業社長)、▽福井慶三(日綿実業社長)、▽西川政一(日商株式会社社長)、▽植村実(住友林業社長)、▽阿部広三郎(東洋物産社長)、▽鈴木重光(東洋棉花社長)、▽近藤秀一(東邦物産社長)、▽堀田彦次郎(日比貿易社長)、▽津田久(住友商事社長)、

合板工業関係委員、▽段谷弘忠(段谷実業社長)、▽深尾茂(永大実業社長)、▽中村田一(中村合板社長)、▽野田力三(野田合板社長)、▽大鹿守義(大鹿合板社長)、▽大田桂助(千住プライウッド社長)、▽国吉朋治(東京合板社長)、▽又賀清一(日新林業社長)、▽岩倉巻次(巒岩倉組社長)、▽辻良一(東料ベニア工業社長)、

輸出材板工業関係委員、▽笹野幸三(笹野木材工業社長)、▽岩城安次郎(巒二村製作所社長)、▽湯浅誠之助(湯浅貿易社長)、▽間屋関係委員、▽幸田幸三(東京南洋材問屋協合理事長)、▽江口俊吉(江口木材社長)、▽中路恒三郎(大阪外材社長)、▽製材関係委員、▽木村猛(大阪南洋材協合理事長)、▽高井新吉(東京洋材協会協同組合理事長)、▽大堀義太郎(東京洋材協同組合副理事長)

外務省

公債案(乙)
高職案

このほか二、三社の参加が予定されており、その中にはインドネシアに強く関心を示す萩原吉太郎北海道炭礦汽船社長も含まれている。

また当計画には政府が積極的な乗出し意向を示し昨年対外技術協力促進事業団を新設し当プロジェクトを掲上しているが、具体的な現地調査および現地側との話し合いのため外務省を中心とする通産省、農林省等から四月早々にも調査団を派遣する(目下のところ派遣人員および調査期間は未定)が、いよいよこの歴大な開発計画も実現化の途を辿りつつあり、林総協では政府調査団帰国後の調査報告に基づいて、民間ベースの調査団を派遣する意向で、五月頃にはかなり具体的な局面をみるものと思われる。

なお当計画の概要は次のとおりである。

(1)伐採目標は年五百立方メートル(胸高直径六十センチ)で、このうち三百立方メートルを対日輸入する。

(2)開発地区はヌヌカン(四百三十三ヘクタール)、タラカン(五百五ヘクタール)、ブラウ(三百五十八ヘクタール)、サンクリラン(二百六十七ヘクタール)の四地区(一千五百六十七ヘクタール)で十年後に百事業単位(一事業単位は職員、労務者二百名)まで増加せしめ、漸次開発を東カリマンタン全地区におよぼせる。

(3)所要資金は総額四百五十五億円、日本側の開発資金は海外経済協力基金の融資に依存する方針をとつてゐる。

外務省

公債案(乙)
高職案

要字 3 部

発電係 144 種第 9226 号
昭和 37年 3月 13日 午後 5時 50分 発

電信課長 (分類)

略平 第 130 号

大 区 主管 経済協力部長 起案 昭和 37年 3月 12日

政務次官 参事官

事務次官

大 使 主任 経済協力課長 起案者 朝日 電話番号 544

官 房 長 主任 政策課長

(協議)

(回覧) 南東アジア課長 アジア課長

在 インドネシア 黄田 小坂 外務 大臣宛

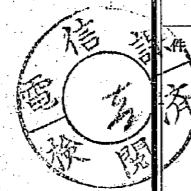
電 報 在 大公使宛 総領事

電 報 姓名 東カリマンタン森林開発に関する件

貴電第 206 号 に関し

電信案(甲) 外務省 回覧番号 600

13 66



1. 冒頭貴電 1. の撮影実績 14万ヘクタールに
1.5% 以下
ついて林総協ではこれを下記の如く 23.5ヘク
トルと計算しおるにつき、この莫再度は当局に確認の
上、3月20日までに回電あった。(下記のとおり)
(国庫補助金額確定のため必要につき)

(地区)	(撮影実績, 万ha)	(撮影月日)	(摘要)
BERAU	15.5	1960.6.26	受領済
TARAKAN	2.0	1960.9.22	〃
NUNUKAN & SIBATIK	6.0	1961.10.30	未受領

2. 貴電 2. の 日本側より交付予定の補助金は当
の計画 32万ヘクタール全部に対し支出される
ものである。(以下) (調査費) (費便不含有りから、補助所要経費)
720万円のうち 375万円が 国庫補助金、残半

電信案(乙) 外務省

RE'-0237

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

杯総協が調査 ^{いなか}
~~375万円は南洋杯業を~~ 毎することとなりておす
 国庫補助金375万円は32万ヶドルを対等とすものである
 現在の時点における国庫補助金支出は
 現段階では杯総協の計算上は補助金375万円
 のうち32分の23.5に相当する約275万円 ^{とす}
 に見込。
~~るべきとす。~~

3. 杯総協では対イ支払分 ^は 現金交付 ^は
 RMKカメラ送付のいすれをとりも先方の希望にか
 せり考之であるが、1960年9月14日 シカゴに
 K.I.
 おいて K.I. SOEHARD が三浦に対し「支払いは
 カメラの現金で好んで欲しい」旨申入れを行っ
 た次第もあり、この実 ^側 の真意がどこにあり
 確認 ^{可記の趣旨もあり}
~~する~~ ありたい。なお、杯総協ではカメラ ^の 送付 ^は
~~場~~ タラカン、サンワランの撮影終了後 ^に 行 ^は

電信案(乙)

外務省

たい意向である。 ^{り。} ~~カメラ~~ 冒頭貴電末尾の「お
 サンワランの撮影が不可能 ^と なることも予想され
 るが、杯総協ではこの点十分考慮の上、決定し
 趣である。

電信案(乙)

外務省

RE'-0237

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

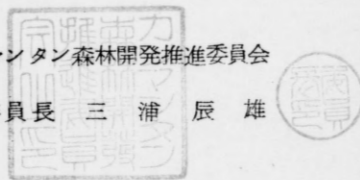
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

36カ林委第4号
昭和37年3月14日

殿

カリマンタン森林開発推進委員会
委員長 三浦辰雄



謹啓

貴下益々御清栄の段お慶び申し上げます。

このたび関連業界を打つて一丸となし、南洋材輸入長期安定対策を確立し、併せて対インドネシア経済・技術協力という重要国策の一翼の責を果すべきカリマンタン森林開発協力株式会社設立を促進するため、カリマンタン森林開発推進委員会を結成いたしましたので、別添書面にて御挨拶に代えさせていただきます。

なお、本問題推進にあたり、政府御当局の特段の御配慮と御協力を仰ぎたく、とりあえず今日の段階において、別添陳情書(写)にあります通り、関係省庁各位に陳情申し上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

大臣

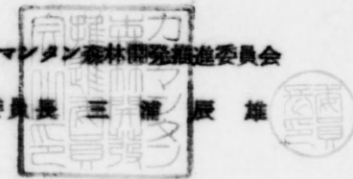
秘書官

36カ林委第2号
昭和37年3月14日

外務大臣

小坂 善太郎 殿

カリマンタン森林開発推進委員会
委員長 三浦辰雄



謹啓

貴下益々御清栄の段お慶び申し上げます。

このたび関連木材業界を打つて一丸となし、南洋材輸入長期安定対策を確立し、併せて対インドネシア国経済・技術協力の実を挙げることをめざしてカリマンタン森林開発推進委員会を結成いたしましたので、別添書面にて御挨拶に代えさせていただきます。

敬 具

RE'-0237

0048

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

36カ林委第3号
昭和37年3月14日

外務大臣 閣下
小坂 善太郎 殿

カリマンタン森林開発推進委員会

委員長 三浦辰雄



謹啓

貴下益々御清栄の段御慶び申し上げます。

さきに御挨拶状に申し上げました通り、本委員会は目下カリマンタン森林開発推進のため微力を尽くしておりますので、外務省 御当局におかれましても、なおよろしく御指導のほど御願ひ申し上げます。

御高承のとおり、民間ベースにおける対インドネシア国経済・技術協力推進の行手にはなお政府御当局の御力を仰がずには解決出来ない問題点も山積している実情でございますので、右についてよろしく御力添えを頂きたく、陳情書を添え懇願申し上げる次第でございます。

敬 具

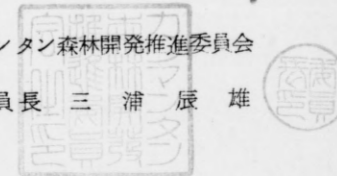
要再回送

36カ林委第4号
昭和37年3月14日

閣下 殿

カリマンタン森林開発推進委員会

委員長 三浦辰雄



謹啓

貴下益々御清栄の段お慶び申し上げます。

このたび関連業界を打つて一丸となし、南洋材輸入長期安定対策を確立し、併せて対インドネシア経済・技術協力という重要国策の一翼の責を果すべきカリマンタン森林開発協力株式会社設立を促進するため、カリマンタン森林開発推進委員会を結成いたしましたので、別添書面にて御挨拶に代えさせていただきます。

なお、本問題推進にあたり、政府御当局の特段の御配慮と御協力を仰ぎたく、とりあえず今日の段階において、別添陳情書(写)にあります通り、関係省庁各位に陳情申し上げますので、よろしく御願ひ申し上げます。

敬 具

RE'-0237

0049

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



カリマンタン森林開
発についての陳情書

昭和 37 年 3 月

カリマンタン森林開発推進委員会

RE'-0237

0050

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和37年3月1日

殿

カリマンタン森林開発推進委員会

委員長 三浦辰雄

カリマンタン森林開発についての陳情

わが国における輸入材に対する需要は国民経済成長に伴い、近年著しい伸びを示しておりますが、なかんずくラワンを主体とする南洋材に対する需要は、年々増大の一途をたどっており、現在600万立方メートルの輸入実績を示している南洋材に対する輸入要望量が、昭和40年度においては1,000万立方メートルに達するであろうと予測されております。

対するに、南洋材の90パーセントを占めているフィリピン、および北ボルネオ材の対日輸出品の今後の飛躍的な伸びは、それら諸国の産地事情および木材輸出対策から見て、もはや期待し得ないところでありまして、関係業界のみならず、木材価格の安定のためにも、新たな南洋材供給地の開発と確保が焦眉の問題となってまいりました。

これらの要請に十分応えうる候補地としては、インドネシア領カリマンタン（旧蘭領ボルネオ）を除いては存在いたしません。

1960年度日・イ共同調査の結果によれば、東部カリマンタンの千数百万ヘクタールにおよぶ広大な森林資源は、将来恒久的に年々数百万

RE'-0237

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

立方メートルのラワン材の対外供給をして余りあることが明らかになりました。

ここに別添参考資料にもあります通り、わが国関係業界の総力を結集のうえ、カリマンタン森林開発協力株式会社を創設し、国家財政からの融資に基く対インドネシア林業公社の機械借入と、技術援助による森林資源開発を期するものであります。

一方、新興まもないインドネシア国の旺盛な国造りの意欲は、「国家建設8カ年計画」としてあらわされていますが、イ政府のカリマンタン森林開発に対する絶大な期待は、全計画の資金計画の重大な一翼として、本開発部門に8カ年間5,250万ドルの外貨獲得を割当て、また政府部内に農務大臣命令をもって「本問題に関し日本側と交渉するために……」東カリマンタン森林開発計画委員会を、すでに設置している事実からも明らかであります。

しかしながら、インドネシアにおける経済および技術協力事業の展開にあたり、事前に解決を計らざるを得ない問題点が、山積していることも事実であります。

外資導入、関税、出入国、外国人活動およびイ側の、資金調達等に関するすべての問題は、社会主義体制下のインドネシアにおいては国家的法規・制度ないしは、措置に連なる問題でありまして、民間ベースを基調とする日本側体制をもってしては、その解決は非常に困難なものと考えられます。

カリマンタンの森林開発を強力に推進して、木材貿易および加工、輸出関係業界の長期安定対策を計るとともに、木材価格の安定および海外経済協力の一翼の責を果したいわれわれ一同の念願を了とされ、それら問題点解決のための下記事項につき、関係各省特段のご配慮を頂きたく、お願い申し上げます。

記

I 協力事業実施者体制の整備強化

関連業界ことに南洋材の直接需要者たる加工業界は、かならずしも十分な資金力を備えていない。したがって実施者体制の確立にあたっては、南洋材関係貿易商社等の積極的参加が必要である。

技術援助を重要な対イ協力内容として掲げる本協力事業への参加に当っては、まず各社とも開発協力株式会社設立資金の分担はもとより、自社技術スタッフの整備を行わなければならないが、これらは商社本来の性格と体制からみて、かなりの決断を要する問題である。要は未知ないし不安定因子の少なからぬインドネシアにおける、創始産業への協力参加、すなわち実施者体制の整備は、国家的背景に基づく事業見通しの確立と保証が前提となるのであって、この点につき関係各省の積極的な指導と援助を仰がざるを得ない。

II 政府ベースによる事前交渉

前記実施者体制整備にも関連し、日・イ実施者間の具体的な協力条

件交渉以前に、ぜひとも下記事項につき、日・イ政府間交渉により、基本線が打出されることを期待する。

1. 本事業に対する両国政府の基本的態度
2. 本事業実施上の問題点のうち、政府間ベースで了解ないし確認

を要する基本的事項

イ) 協力方式

合弁、請負、クレジットあるいはそれらの折衷方式

ロ) 事業規模

両国の経済政策的な要請に基く規模

ハ) 資金調達

資金分担に関する日・イ両政府の考え方

ニ) 債務保証

クレジット方式の場合にあっては、政府または中央銀行の保証等

ホ) 対第三国問題

第三国よりの併行的な協力導入に関するイ側の考え方の確認、および対第三国生産材輸出等に関する問題点の検討

ヘ) 技術センターおよびパイロットプラントの設置に関する構想

3. 本事業を実現するためには、政府ベースの特別配慮によって解決しておかねばならない事項

イ) 輸出入関税

創始産業たる事業の育成、ことにその営業段階の事業採算性の確保のためには、特例として、わが国よりの輸入機械および労務物資に関する関税の減免措置が必要である

ロ) 関連公共事業

森林開発事業を成立させるため必要な、インドネシア側による通信、交通、保健、教育および港湾施設等の公共事業の併行的推進

ハ) 木材輸入代金のうち必要部分の日本積立

営業後の追加機械、労務物資の日本よりの継続的輸入確保のためである

ニ) その他本事業を円滑に行うため、政府ベースの特別措置に期待する事項

- 日本人関係者について出入国、国内旅行、対日通信、国内通信、航空機使用、航路標識の設置等の手続の簡素化（たとえば中央から地方への手続移譲等）ないし特認
- 住居、厚生、その他の生活上の便宜
- 外貨保持、未使用外貨の持帰りに関する便宜

III 輸出代金保険適用料率

本事業の性格は

イ) 目的は木材輸入の長期的安定策の確立につきるのであって、
機械および技術輸出による収益は、ほとんど考慮していない
こと

ロ) 両国政府間の基本的了解成立のあかつき、はじめて実施さ
れるという前提に立っていること
の2点にかんがみ、クレジット対象機械に関する輸出代金保険料につ
いては、最低限の保険料率の適用を期待する。

IV 国家財政よりの融資条件

インドネシアの経済開発は、各国の経済協力競争の場のごとき様相
を呈しており、その融資条件もきわめて低率、かつ、長期的なもので
あって、最近における西独の対イ研究機関設立資金融資(2.1億ドル、3
年据置、13年払い、利率2.5パーセント)はその例である。

これらには、もはや国際金利という概念は存在しない。

本協力事業の場合、その基調を民間による商業ベースにおいてお
り、かならずしも、列国の国家援助ベースにならう必要はないといえ
るが、現実的にイ国の対日期待と、その国情を考えると、本件に関
する国家財政よりの融資条件に関して、特段の配慮を期待せざるを得
ない。

カリマンタン森林開発推進委員会委員名簿

(いろは順・敬称略)
昭和37年3月1日

委員長 三浦 辰雄
副委員長 田中 紀夫

委員

(貿易商社業界)

市川 忍	丸紅飯田株式会社	社 長
岩井 雄二郎	岩井産業株式会社	社 長
猪崎 久太郎	安宅産業株式会社	社 長
西川 政一	日商株式会社	社 長
堀田 彦次郎	日比貿易株式会社	社 長
土岐 正直	ギンガー貿易株式会社	社 長
津田 久	住友商事株式会社	社 長
続木 馨	亜南産業株式会社	社 長
沖 豊治	兼松株式会社	社 長
栗林 徳一	南方林業株式会社	社 長
矢田部 章	富士木材貿易株式会社	社 長
福井 慶三	日綿実業株式会社	社 長
近藤 秀一	東邦物産株式会社	社 長
越後 正一	伊藤忠商事株式会社	社 長
阿部 広三郎	東洋物産株式会社	社 長
水上 達三	三井物産株式会社	社 長
荘 清彦	三菱商事株式会社	社 長
鈴木 重光	東洋棉花株式会社	社 長

(林業業界)
 萩原 吉太郎 北海道森林工業株式会社 社長
 植村 実 住友林業株式会社 社長

(紙パルプ業界)
 難波 経一 山陽パルプ株式会社 社長
 (紙パルプ連合会林材部会 部会長)

(合板業界)
 岩倉 卷次 株式会社岩倉組 社長
 段谷 弘忠 段谷産業株式会社 社長
 辻 良一 東洋ベニヤ工業株式会社 社長
 中村 国一 中村合板株式会社 社長
 野田 力三 野田合板株式会社 社長
 太田 桂助 千住プライウッド株式会社 社長
 大鹿 守義 大鹿振興株式会社 社長
 国吉 朋治 東京合板株式会社 社長
 又賀 清一 日新林業株式会社 社長
 深尾 茂 永大産業株式会社 社長
 阿部 広三郎 東洋プライウッド株式会社 社長
 足立 建次 足立ベニヤ株式会社 社長

(吋板業界)
 岩城 安次郎 株式会社二村製材所 社長
 笹野 幸二 笹野木材工業株式会社 社長
 湯浅 誠之助 湯浅貿易株式会社 社長

(間屋業界)
 中路 恒三郎 大阪外材協会 会長

幸田 末三 株式会社角丸商店 社長
 網中 勝次郎 網中木材株式会社 社長
 江口 俊吉 江口木材株式会社 社長
 森林 高一 森林商事株式会社 社長

(製材業界)
 高井 新吉 東南木材株式会社 社長
 大堀 義太郎 菱大木材有限会社 社長
 木村 猛 大阪南洋材協会 会長

田中 紀夫 森林資源総合対策協議会 専務理事
 武内 信男 森林資源総合対策協議会 常務理事
 三浦 辰雄 森林資源総合対策協議会 副会長

(備考) なお今後若干参加の見込み

RE'-0237

0055

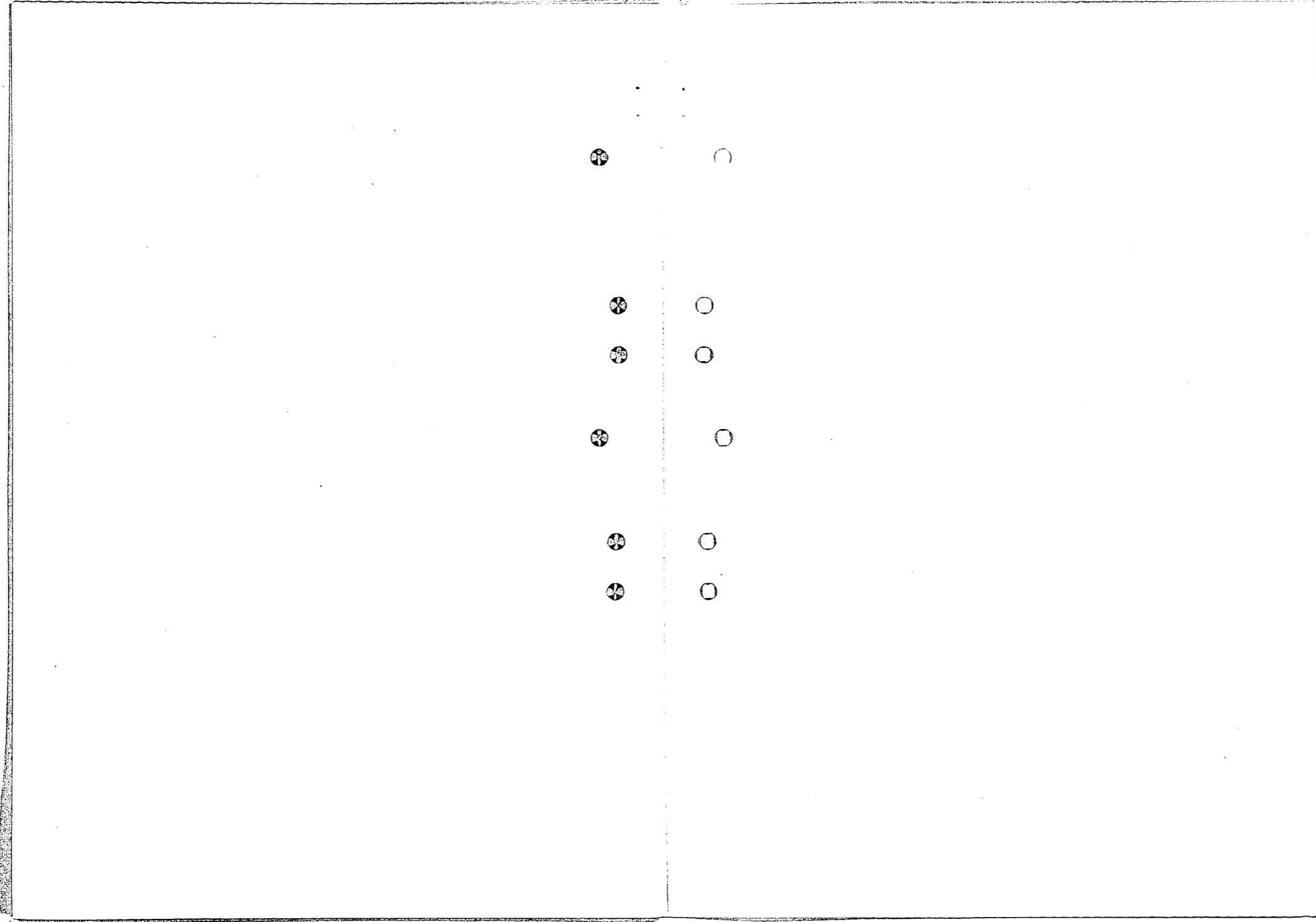
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0237

0056

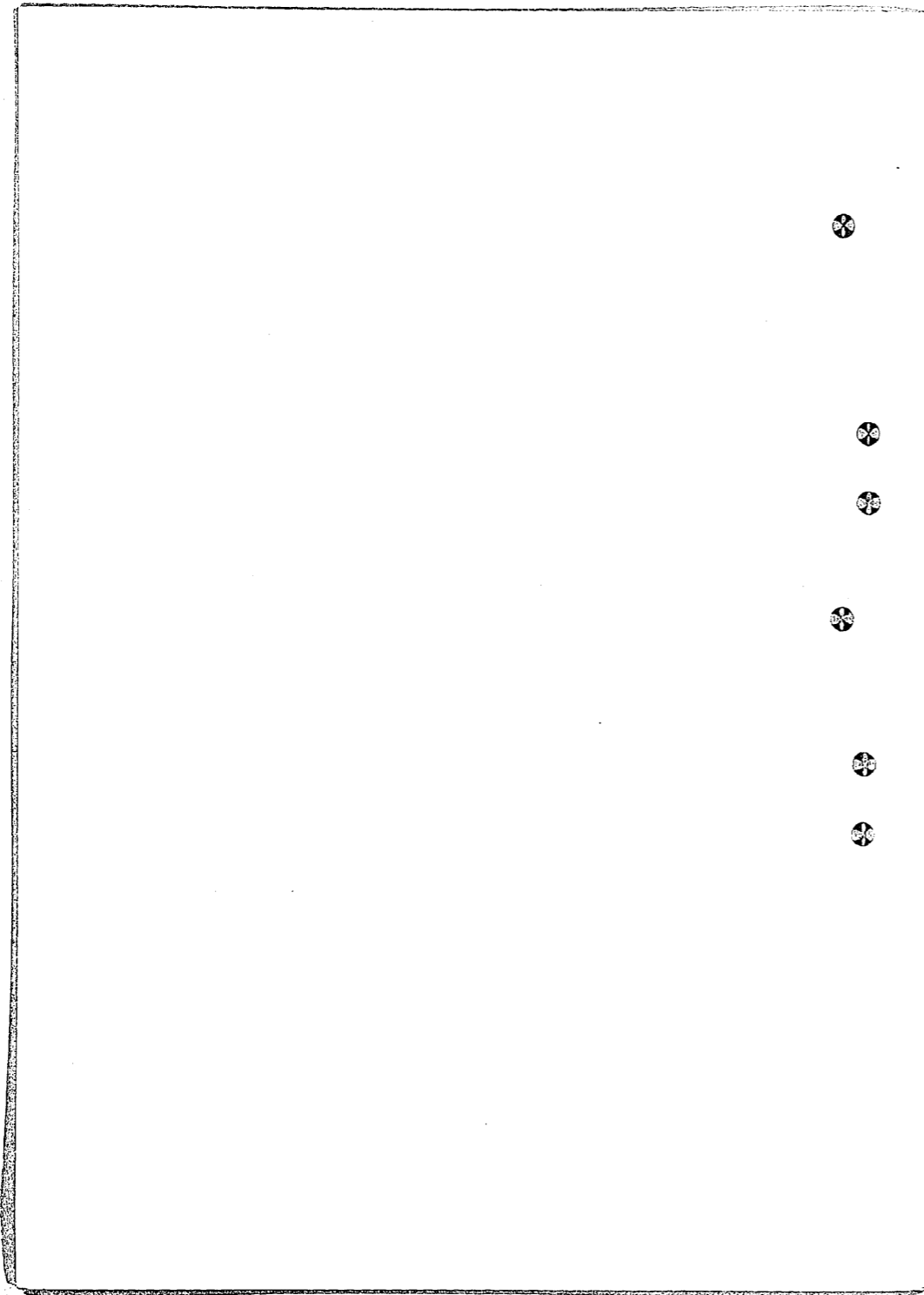
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0237

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

カリマンタン森林開発推進
委員会結成ご挨拶とお願い

昭和 37 年 3 月

カリマンタン森林開発推進委員会

RE'-0237

0058

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和37年3月1日

関 守三郎 殿

カリマンタン森林開発推進委員会
委員長 三浦辰雄

推進委員会結成ご挨拶とお願い

謹啓 時下ご清栄の段お慶び申し上げます。

カリマンタン森林開発の件に関しましては、平素なみなみならぬご
理解とご高配をいただき、関係業界一同深く感謝申し上げます。

私どもは昭和35年度の日・イ共同調査以降、開発実施計画の作成、参
加者体制の整備等につき、各位のご指導の下に微力をつくしてまいり
ましたが、それは将来の長期需要に耐え得る南方材の安定、かつ充実
した供給源としては、カリマンタン森林資源以外には考えられないと
いう、切実な実情によることはもちろんでございますが、そのほか、
経済協力という重要国策にいささかでもご協力できることに、大きな
誇りを覚えているからにほかならないのでございます。

昨年末の黄田駐インドネシア大使閣下よりの公信を聞き及びますと
ころ、インドネシア側には、政府機関たるカリマンタン森林開発計画
委員会も設置され、本件に関する日・イ交渉の態勢をすでに整えてい
るとのことでもございますし、同委員会副委員長スマルヨ氏（林業公
社総裁兼林野庁長官）からも、さきに日本側より提示した開発計画試

RE'-0237

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

案について、三、四の照会を寄せられている事実もありますので、当方といたしましても、これに即応し、日本側の実施者体制のより一層の整備強化をはかるため、去る2月9日南洋材関連業界を打って一丸となし、新たにカリマンタン森林開発推進委員会を結成し、ごく近い将来に予想される日・イ実施者間交渉、カリマンタン森林開発協力株式会社（仮称）設立等の諸問題に備えることとした次第でございます。

しかしながら、ご高承の通り本開発事業着業への道は、かならずしも平坦なものばかりではございません。

インドネシアの複雑な政治・経済事情、まったくの新しい試みである本事業の前に横たわる未知因子の山積等を思いますとき、両国政府ベースにおける基本問題に関する了解のとりつけ、国家財政からのご協力、あるいはまた、上記協力会社設立に関する諸般のご指導等、事前に各位の一層お力添えを仰がざるを得ないところでございます。なにとぞ実情をご理解のうえ、上記の諸点につきまして特段のご高配をいただきたく、本委員会一同衷心よりお願い申し上げます。

以上、カリマンタン森林開発推進委員会結成のご挨拶かたがたお願い申し上げます。

敬 具

カリマンタン森林開発推進委員会委員名簿

(いろは順・敬称略)
昭和37年3月1日

委員長 三浦 辰雄
副委員長 田中 紀夫

委 員
(貿易商社業界)

市 川 忍	丸紅飯田株式会社	社 長
岩 井 雄二郎	岩井産業株式会社	社 長
猪 崎 久太郎	安宅産業株式会社	社 長
西 川 政 一	日商株式会社	社 長
堀 田 彦次郎	日比貿易株式会社	社 長
土 岐 正 直	ギンダー貿易株式会社	社 長
津 田 久	住友商事株式会社	社 長
統 木 馨	亜南産業株式会社	社 長
沖 豊 治	兼松株式会社	社 長
栗 林 徳 一	南方林業株式会社	社 長
矢田部 章	富士木材貿易株式会社	社 長
福 井 慶 三	日綿実業株式会社	社 長
近 藤 秀 一	東邦物産株式会社	社 長
越 後 正 一	伊藤忠商事株式会社	社 長
阿 部 広三郎	東洋物産株式会社	社 長
水 上 達 三	三井物産株式会社	社 長
荘 清 彦	三菱商事株式会社	社 長
鈴 木 重 光	東洋棉花株式会社	社 長

RE'-0237

0060

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(林業業界)
 萩原 吉太郎 北海道森林工業株式会社 社長
 植村 実 住友林業株式会社 社長

(紙パルプ業界)
 難波 経一 山陽パルプ株式会社 社長
 (紙パルプ連合会林材部会 部会長)

(合板業界)
 岩倉 卷次 株式会社岩倉組 社長
 段谷 弘忠 段谷産業株式会社 社長
 辻 良一 東洋ベニヤ工業株式会社 社長
 中村 国一 中村合板株式会社 社長
 野田 力三 野田合板株式会社 社長
 太田 桂助 千住プライウッド株式会社 社長
 大鹿 守義 大鹿振興株式会社 社長
 国吉 朋治 東京合板株式会社 社長
 又賀 清一 日新林業株式会社 社長
 深尾 茂 永大産業株式会社 社長
 阿部 広三郎 東洋プライウッド株式会社 社長
 足立 建次 足立ベニヤ株式会社 社長

(吋板業界)
 岩城 安次郎 株式会社二村製材所 社長
 笹野 幸二 笹野木材工業株式会社 社長
 湯浅 誠之助 湯浅貿易株式会社 社長

(問屋業界)
 中路 恒三郎 大阪外材協会 会長

幸田 末三 株式会社角丸商店 社長
 網中 勝次郎 網中木材株式会社 社長
 江口 俊吉 江口木材株式会社 社長
 森 林 高一 森林商事株式会社 社長

(製材業界)
 高井 新吉 東南木材株式会社 社長
 大堀 義太郎 菱大木材有限会社 社長
 木村 猛 大阪南洋材協会 会長

田中 紀夫 森林資源総合対策協議会 専務理事
 武内 信男 森林資源総合対策協議会 常務理事
 三浦 辰雄 森林資源総合対策協議会 副会長

(備考) なお今後若干参加の見込み

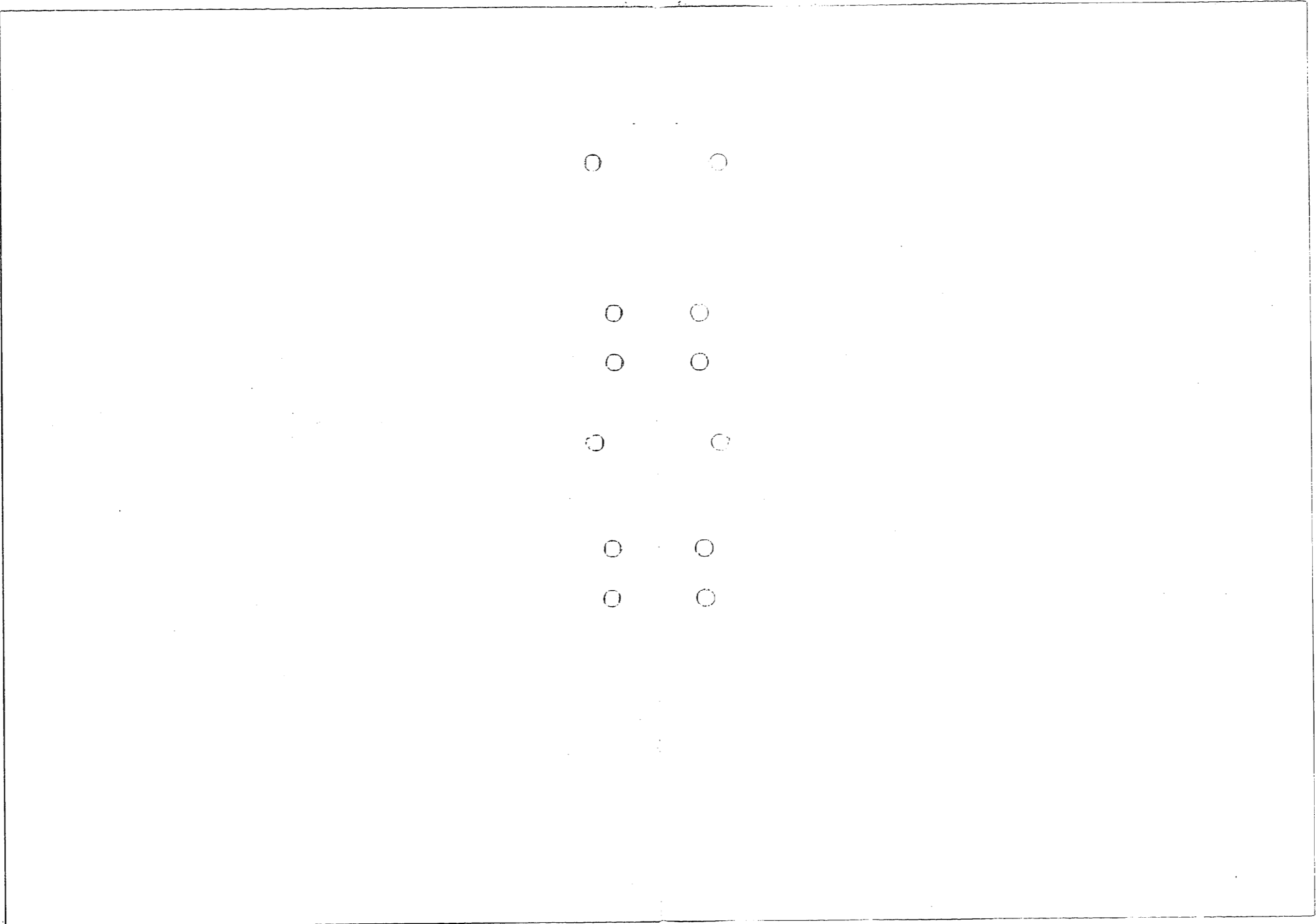
RE'-0237

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan



RE'-0237

0062

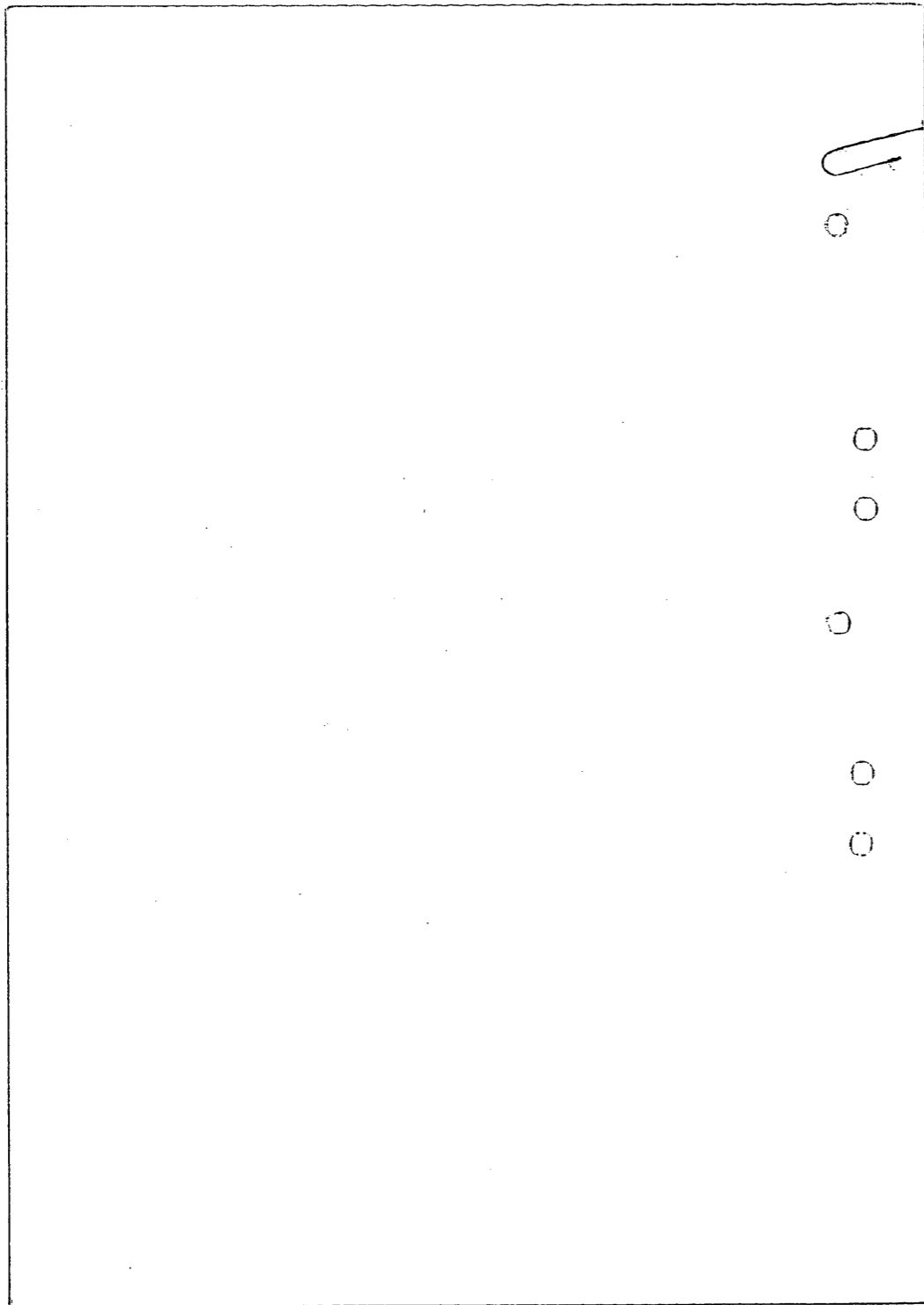
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0237

0063

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

秘 封

アソビ局長
次長
南東アソビ局長
政策課長
経済協力部長
参事官
経済協力課長

No.

カリマタ 森林開発について

昭37. 3. 15

経済協力課

1. 本件開発に對する国内体制確立のため、おた
り 当局から 南オホshima 三浦氏に對して、開発
会社設立準備委員会の設立促進と、政府
同交渉に對し 解決すべき基本事項の提出を
求めておた。本日 自民党 対外経済協
力特別委員会 森林資源開発小委員会に
おいて、南オホshima 三浦氏より、別添の カリマタン
森林開発推進委員会 の結成と、政府の 陳情
に關する資料の提出がおた。

公 信 案 (乙)
高 級 案

経協経 641

No.

2. 本日の 自民党 対外経済協力特別委員会
(出席者 小委員会委員長 床次、高橋、野田、木内
の4議員、 当局より 経済協力課長出席)

においては、もとて

A) 本推進委員会と 経国連との関係如何

B) 森永氏との関係如何

に對して 三浦氏の回答が求められたが

何故 推進委員会と 開発会社設立準備委

員会の段階まで持つて行かぬかについて

党側としては 疑念を抱いては 躊躇である。

3. 沢木課長より 推進委員会に對して、政府

同交渉に 要望すべき事項 (陳情書) については、

公 信 案 (乙)
高 級 案

外 務 省

RE'-0237

0064

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No.

出資者のendorsement案を提出の旨
申し置く。

公信案
高級案(乙)

外務省

MITI 22(319)
I 課

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡を。

37 6495 略 陸海軍
3月17日、6.50
本 局 18日、07.38
小坂 大臣 菅田 大使
(東京リマ-7-森珠閣發に同付件)
才226号(至急)
貴電才120号に同し

1. 振替実績

DERAU	15.5万加
TARAKAN	2.0万加
NUMUKAN	6.0万加
SIBATIK	23.5万加

と英抱持の旨 SOEKIMANより確信を得た。
NUMUKANとSIBATIKのPRINTは近日中に
送付する。

2. 3月16日カリマ-7-森珠閣發本員
会副本員坂 Lal. Lockard 代表館に買
附電才に同し空軍事務局と連絡の結果不
測の方針を決定のため一応森珠閣に補助

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RE-0237

0065

至急

マイア指示	発信用	執務用	計
主 信	7	2	3
付	1	0	1
属	3080添付		

発送日 昭和37年3月30日
 宛 (信) マイア 校表

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 66 号 日付 昭和37年3月24日

主管 経済協力部長
 参事官
 主任 経済協力課長

起案 昭和37年3月22日
 朝日 543
 起案者 電話番号

大 臣
 政務次官
 事務次官
 外務審議官
 官 房 長

政策課長 南東アジア課長 アジア課長

受信者 在インドネシア 黄田大使
 発信者 小坂外務大臣

写送付先 (希望送付日)

件 名 東カリマンタン森林開発に関する件

1. インドネシア側において既に本件開発のための特別機関の設置を了し、客年黄信1787号をもってお申越しの通り、本件開発に関する日・イ間

GA-2 外務省 24 116 回覧番号 666

のと思われはる

交渉に入るべき段階に到達せしむ一方国内の体制は必ずしも交渉を開始するまでに熟しおらずこのため当省としては本年初頭関係各省に呼びかけ国内体制の確立が本件推進のための大前提たることを確認せしめるとともに急速に体制を確立するにため、主管省である農林省、林野庁を中心として必要の措置をとることに意見の一致をみた。同時に南方林業三補民に対し荻原吾太郎氏の日本・インドネシア経済開発協会との間の調整を行い、本件開発の日本側開発会社の設立を急ぎ、その結果政府間交渉により解決すべき事項を正式に政府宛陳情書として提出するよう指導を行った。

これに心じて、3月15日自民党対外経済協力特別委員会森林資源開発小委員会(委員長床次議員)において南方林業より別添資料の

GA-4 外務省

RE'-0237

0067

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

(委員会検討用)

秘
番号 51

カリマンタン森林開発事業に関する

- そのノ 対(イ)協力条件
- そのス イ側の政府措置により
解決すべき問題点
- そのジ 日本側 実施態勢の概要

(案)

1962.3.26

カリマンタン森林開発推進委員会

RE'-0237

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

そのノ. 対イ協力条件

イ. 協力内容の概要

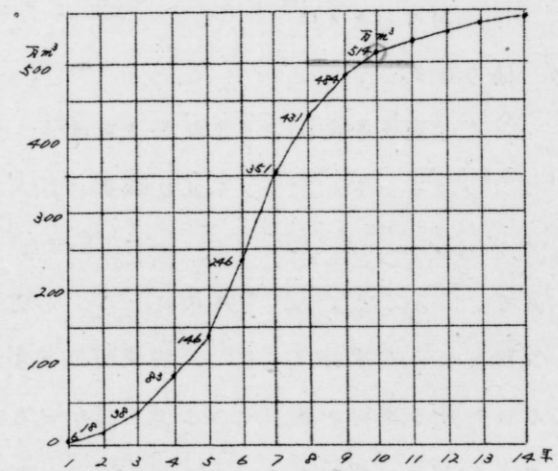
日本側開発協力範囲は、有限期間、一定地域内における
 イ側 PERHUTANI (林業公社) の行なう森林開発事業に、
 商業ベースにおいて、経済および技術的協力を行ない、
 生産材のうち一定量の対日輸入を確保する。

ス. 事業規模

○ 生産規模

次図に示すごとき生産拡大速度により、着業第10年
 度においてマロン其他の丸太 500万 m^3 の生産規模に到
 達せしめる。

年度毎木材生産量



④ 対日輸出量

協力期間(右述)中、生産材の60%以上を対日輸出する。

③ 協力地域

東カリマンタン州のうち地図(略)に示す森林地帯(240万ha)とする。

② 協力期間

I側 PERHUTANI(林業公社)の財政および経営、技術スタッフの自立まで行なうことを原則とし、その期間は15年間と予定する。

註) クレジット方式の場合は、償還の完了までと協力期間と考える。

① 協力方式

「I」国々家建設の5年計画実施要領によれば、I側は「クレジット(プラント及び技術の輸入)の見返りとして Production Sharing と行なう

と考えるようである。しかしながら、日本側にとり、I側の資金と技術の欠陥という問題のほか、大規模開発事業経営の兼営と能力に対する異同が致している事実から考えれば、一先請負方式が安心できるケースであり、次いで経営参加と前送

とする合併方式が考えられる。

しかしながら、本協力事業を通じて PERHUTANI 自らのスタッフの早期自立と達成し、将来は全土の森林開発を完全にインドネシア人の手で行なうとするI側の基本的態度と、可及的速かにI側を自立せしめ、以降は買材一本の体制に移行したいという日本側の換業趣旨と併せ考えると、純然たる請負方式の象は極めて実現性に乏しいと考えざるを得ない。

ちなみに、昨年9月末日のI政府カリマンタン森林開発計画副委員長スマルヨ氏は南方林業開発委員会の質問に対して「請負方式の実現は、I側スタッフの早期自立という観点から heavy であろう」と答えている。

一方、合併方式についても、日本側の主たる狙いは「森林開発事業経営そのものからの収益」よりはむしろ「カリマンタンを将来における対日木材供給源として確立すること」であるから、外資導入に警戒的かつ消極的なインドネシアにおいて、敢えて共同投資の形をとらなくとも、クレジット方式による経済技術援助により、短期主目的の達成をはかりうるとすれば、その方がインドネシアの国情および日本側の実情にも合致するものと考えられる。要は、

RE'-0237

0001

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

本事業の信頼性の確立が問題なのであるから、① PER-HUTANI の本社経営に対して「十分な勧告権」を有する日本側コンサルタント制を採用すること。② 現地事業においては、「Turn Key」方式、すなわちイ側が事業所経営に際して完全に自立出来るようになるまで日本側が経営権を代行することと条件としたクレジット方式と日本側提案の基本形とした。

しかしながら、上記クレジット方式の実施にあたり、

- ① イ側に十分な資金調達の用意がまいこと。
 - ② “本社経営に対する勧告と必要期間における現地事業の経営代行”に関する日本側の申入れが十分に受け入れられまいこと。
 - ③ 其他のイ側実施態勢が十分でまいこと。
- 等の理由により、直ちにクレジット方式を全面的に採用し得ない状態にある場合には、当初必要期間において日本側はコンセッション方式（註：前記協定地域上の立木伐採権を取得し、日本側自らの経営によつて伐採を行ない、イ側には伐採実績に応じて立木代金を支払う方式）の実施に志し得る用意のあることを同時に申し入れたいと考える。

△ 所要資金の調達

○ 日本側
各事業地毎の一次投資分の機軸（註：日本からの輸出と条件とする）および技術者派遣に要する費用を調達する。

註) 一次投資機軸	当初10ヶ年分	(C/F)	14.6億円
技術者派遣			27*
(計)			17.3*

○ インドネシア側
上記以外の費用一切を調達する。

註) 一次投資現地建設資金	10ヶ年分		11.8億円
追加 更改投資			147*
(計)			26.5*

△ クレジット償還と債務保証
償還は対日輸木材につき日本側の支払うべき代金中より自動的に行われるものとする。
償還条件は年利率4%、1ヶ年一括返済、5ヶ年等額の延払いとし、債務に関しては、政府または中央銀行の保証と絶対的保証とする。

△ 対オ三国関係
イ側は、原則として、協力期間中協定地域内において開



(6)
種商発事業に関してオ三国の協力を受ける場合は、
予め、日本側の同意を要するものとし、また日本側の協
力にかかわる生産材の対オ三国輸出については日本側との協
議に基づいて行なうものとする。また、後者の場合、その輸
出代金の一定部分は対日クレジット償還の一部に充当され
るものとする。

7. 日本側の木材引取機関と木材価格

生産材の対日輸出は一応日本側の一元化される機関（カ
リマンタン森林開発協力株式会社一称）に対して販売さ
れるものとする。

註) ① 狙いは、イ側による日本側各社間競争入札制の
損益を討つることである。

② 対日輸入実務は日本側各社が行なうものとする。
対日輸出材価格は商業ベースに基づいて定められるもの
とするが、その決定に際し、両当事者は本協力事業の円滑
な運営を阻害することのまいよう十分に配慮を行なうも
のとする。

8. 技術センターの設置

中堅技術者および熟練関係技能労働者の不足は本商発事
業最大の隘路の一つである点にかんがみ、イ側政府がまず

(7)
林業技術センター（別添表参照一略）を設置して上記技術
者および労働者充足の方途を確立することが必要である。

註) 本件に関する日・イ両政府の話し合いにより、日本政
府の「海外技術センター事業旅費費」が活用され
ることを希望する。

RE'-0237

0073

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

その2. 1側政府措置により解決すべき問題点

1. 輸出入関税

○輸入税

現行関税制下のインドネシアにおいては、輸入品目カテゴリー中“主要物資”に該当する開発機械類に対しては30%強の輸入税を課することになっている。たとえはクレジット方式の場合、その負担が1側にかかるとしても、創業期における生産コストの15%余を占める輸入税は開発事業を阻むにそれに対する協力事業推進の最大の障害の一つと考えざるを得ない。

上記カテゴリーにおける“緊急物資”としての指定により税が免除されるべきである。

○輸出税

開発事業生産物に関してさえも10%強の輸出税を課しているが、少なくとも協力期間中の生産物の対日輸出については課税を免除すべきである。

2. 関連公共事業

開発地域内又はその周辺の通信、交通、保健、教育および港湾施設等の公共施設のうち本開発事業に直接に関連性

を有するものの施設は特に積極的に進められると共に、それらの設置計画はつねに本開発事業との関連性の考慮に基づいて行われることが望ましい。

3. 木材輸出代金のうち一部日本復立

開発事業円滑化のカギの一つは、追加更改機械、勞務物資および消耗品類の供給の確保であるが、協力機関の存在機械の互換性、木材積取船往路の活用等の諸条件からみて日本からの輸入が最も合理的であろう。

したがって、クレジット方式にあつては、協力事業にかかわる生産物の輸出代金（外貨）のうち上記品目輸入に要する額が自動的に日本側為替銀行に預託される措置が必要である。

4. 日本側技術者の活動に関する保証

○ 出入口、国内旅行、対日、国内通信、空中撮影等のための自主的航空機の使用、航路標識の設置。

○ 家庭生活

○ 外貨保持、未使用外貨の持帰り。

上記事項等に関して十分な便宜保証が必要である。

その3 日本側実施態勢の概要

1. 実施者体制

日本側体制の準備は、一応クレジット方式と前接として進められている。

今度、木材関連業界（貿易商社、原木採採、紙パルプ、合板、付板、向屋、および製材各業界）のうち本協力の業の構想に賛同し、更に資本金分担の用意のあるものをつまー丸としてカリマンタン森林開発推進委員会を結成した。本委員会当面の目標は日イ政府間予備交渉の實現、日イ当事者間交渉およびそれらの結果に基づく PERHUTANI の融資機関である 開発協力株式会社 の設立である。新会社の設立は、これら推進委員会のメンバー業界に今後輸出被減メーカーおよび船舶輸送業界等を加えた陣容により行われる予定である。

2. 資金体制

カリマンタン森林開発協力株式会社により行われる協力事業に関する資金関係の体制は次の通りである。

2. 事業資金

クレジット方式にあつては概ね対イクレジット供与

(13)

がその会と考えてよい。この資金は全額海外経済協力基金より年利率 5.5% / 年括置 5 年等償還の条件により、次の計画に従つて、借入の申入れを行ふ計画である。

借入計画

事業年度	1	2	3	4	5
第一次投資 機械資材	600,000	600,000	1,200,000	1,650,000	2,250,000
技術者派遣費	51,040	86,400	155,520	250,560	380,160
合計	651,040	686,400	1,355,520	1,900,560	2,630,160
累計	651,040	1,337,440	2,692,960	4,593,520	7,224,680

事業年度	6	7	8	9	10
第一次投資 機械資材	3,450,000	2,100,000	1,350,000	750,000	600,000
技術者派遣費	578,880	699,840	777,600	820,800	855,360
合計	4,028,880	2,799,840	2,127,600	1,570,800	1,455,360
累計	11,253,560	14,053,200	16,180,800	17,751,600	19,206,960

(参考) 差引残高

事業年度	1	2	3	4	5
借入累計	651,840	1,338,240	2,693,760	4,594,320	7,224,780
返済		130,368	398,016	936,768	1,855,632
差引残高	651,840	1,207,872	2,295,744	3,657,552	5,369,148

事業年度	6	7	8	9	10
借入累計	11,253,360	14,053,200	16,180,800	17,751,600	19,206,960
返済	3,300,528	5,420,832	7,963,824	10,661,232	13,292,688
差引残高	7,952,832	8,632,368	8,216,976	7,090,368	5,914,272

事業年度	11	12	13	14	15
借入累計	19,206,960	19,206,960	19,206,960	19,206,960	19,206,960
返済	15,689,184	17,279,904	18,310,656	18,915,880	19,206,960
差引残高	3,517,776	1,927,056	896,304	291,072	0

注) 金利計算省略

6. 資本金

○目標額

ア5年度において16億円とする。

たにレオ一期払込みは4億円とするが、その戻途内訳は次のとおりである。

対基金返済積立	2.4億円	(注参照)
創業費	0.5	%
設備資金	0.2	%
運搬資金	0.6	%
前払金利積立	0.3	%
計	4.0	億円

注) 対基金返済積立

輸出代金保険をもつてしてはカバーし得ない対(1)クレジットの危険部分に混入積立金である。

全体計画について考えると、クレジット残高比率はア7年度86億円であつて、その際減額関係の残高71億円の10%すまわち7.1億円、技術者関係の残高15億円の20%すまわち3億円が保険対象の枠外に決されるので前者合計10.1億円相当額が自己資

金内に積立てられよければよい。
 しかしながら、初期段階の自己資金計算に際しては、当初3年分につき考えるものとする。その残高は減額関係2.2億円、技術者関係7億円計9.2億円であって積立てを要する自己資金は2.4億円と計算される。

○ 割当目標額

現在の推進委員グループ	— 億円
輸出機械メーカー	—
船舶輸送	—
計	1.6 億円

参考) 資金収支 (15年間)

収 入		支 出	
小側よりの繰越	19,207 ^{百万円}	基金への繰越	19,207 ^{百万円}
全上利子(年4.0%)	3,073	全上利子(年3.5%)	2,689
協力費(表参照)	1,468	管理費	1,050
		差引利益	802
合 計	23,748 ^{百万円}	合 計	23,748 ^{百万円}

註) 協力費:

対日輸出材(15年間 総計 28,350 ^{m²}
 総生産の60%として計算) / m² 当り
 50円を協力費として該材の輸入商社より収納するものとして計算した。



秘
封

経済局長 *ア*
アジア局長 *ア*
次長 *ア*
南東アジア課長 *ア*
政策課長 *ア*
経済協力部長 *ア*
参事官 *ア*
経済協力課長 *ア*
No. *ア*

カリマンタンの森林開発に関する件

昭37. 3. 27

経済協力課

1. 先にカリマンタンの森林開発推進委員会(代表
三浦辰雄氏)は、当省の示唆に基づいて、推進
委員会の設立報告書と、政府の交渉に有利解決
すべき事項に関する陳情書と閣僚各省及び自派
党対外経済協力特別委員会宛提出せられた。
その内容に不適合を認められ、投資者
のendorsementに案を提出すべく指示された。
2. 推進委員会は、昨26日の理事会において
別添案を提出、原則的にその承認を得る

公債案(乙) 高裁案(乙) 外務省 730 37.4.4

No.

趣意にて昨日、当省先説明趣意にて、本業
に對し正式に推進委員会に閣僚各省大臣宛
提出せられた指導し置いた。

3. 本業、日本側のcredit供給方式は
子とし。

日本側供給額 約193億円。

日本側返済調達額 約265億円。

日本側開発会社 資本金16億円。

(元/期払込 4億円)

事業資金193億円は全額経済協力

基金に借入れる。

4. 本業については、黄面大使(帰国中)に對し、経済協力

公債案(乙) 高裁案(乙) 外務省

RE'-0237

0078

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

No.

議長より説明済み

公信案
高裁案 (乙)

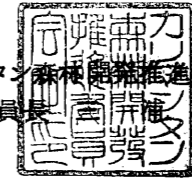
外務省

経済協力部長
秘書
経済協力課長

昭和37年4月9日

外務大臣
小坂善太郎殿

カリマンタン森林開発推進委員会
委員長 辰雄



謹啓 貴台ますますご清栄の段お慶び申し上げます。
さきに3月1日付「カリマンタン森林開発について
の陳情書」をもちまして、本開発協力事業の推進
方につき特段のご配慮を頂きたく懇願申し上げてお
りましたが、このたびようやくインドネシア林業公
社への協力条件の構想がまとまりましたので、かね
て当委員会一同の念願としております政府間交渉の
件を、早速ご採択のうえ実現していただきたく「カ
リマンタン森林開発に関する日・イ政府間交渉早期
実施についての陳情書」をもちまして懇願申し上げ
る次第でございます。 敬具

37.4.13
経協経

37.4.12
313

37.4.18
調整課

森林資源総合対策協議会 回覧番号
経協経 851

34.11.100 S

RE'-0237

0079

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

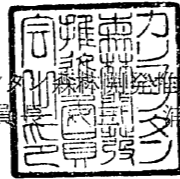
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和37年4月9日

武内龍次殿

カリマンタン森林開発推進委員会
委員 辰雄



謹啓

貴台ますますご清栄の段お慶び申し上げます。

さきに3月1日付「カリマンタン森林開発についての陳情書」をもちまして、本開発協力事業の推進方につき、関係省庁宛陳情いたしておりましたが、このたび、ようやく、対インドネシア側協力条件の構想がまとまりましたので、才二段階として、別紙写のごとく、あらためて「日・イ政府間交渉早期実施についての陳情」をおこなうことといたしましたので、貴台におかれましても、よろしくご支援下さいますようお願い申し上げます。

敬具

カリマンタン森林開発に因し、カリマンタン森林開発推進委員会より関係各省に討して推進委員会が発足したこと及び本件推進につき日・イ間政府交渉により解決すべき事項に関する陳情書提出を各省より指示しおきたるところ、今般、同委員会より本陳情書の提出があったものである。

37.4.16 経済協力課

RE'-0237

0080

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

部外秘

カリマンタン森林開発に関する
日・イ政府間交渉早期実施についての陳情書

(37.4.19日 総協を達)
会内用資料

寫

昭和37年4月9日

カリマンタン森林開発推進委員会

RE'-0237

0081

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和37年4月9日

殿

カリマンタン森林開発推進委員会

委員長 三浦辰雄

陳情

去る3月1日「カリマンタン森林開発についての陳情書」をもちまして、本開発協力事業の国家的重要性と事業内容の特殊性にかんがみ、その推進方につき貴殿の特段のご配慮を懇願申上げましたところ早速ご懇篤なご指導とご支援を賜わり、本委員会一同篤く御礼申上げます。

その後、委員一同鳩首の上、下記のとおり、実施態勢の構想を固め、鋭意本協力事業計画に関する検討を進めておりましたが、ようやく添付資料のごとく

- 1) 対インドネシア林業公社協力条件の基本線
- 2) 着業事前に、イ国側政府措置により解決を見ておかねばならぬ
問題点

上記2項目を整理いたしましたのでご連絡申上げます。

つきましては、本協力事業に関する本委員会の意図をお汲み取りの

RE'-0237

0082

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

うえ、委員会全員かねてよりその実施方につき、切にお願い申上げて
おります日・イ政府間予備交渉の件をご採択のうえ、一日も早く実現
して下さるよう、改めて委員名簿相添え、重ねて懇願申上げる次第で
ございます。

記

日本側実施態勢の概要

1. 実施者体制

本年2月9日、木材関連業界（貿易商社、原木伐採、紙・パルプ、
合板、吋板、問屋および製材各業界）のうち本協力事業の構想に賛同
し、更に資本金分担の用意のあるものを打って一丸として、カリマン
タン森林開発推進委員会を結成した。

本委員会当面の目標は下記項目の実現推進である。

- 1) 日・イ政府間予備交渉
- 2) 日・イ当事者間交渉
- 3) カリマンタン森林開発協力株式会社の設立

なお新会社の設立は、これら推進委員会のメンバー業界に、今後輸
出機械メーカーおよび船舶輸送業界等を加えた陣容により、行なわれ
る予定である。

2. 資金体制

カリマンタン森林開発協力株式会社に関する資金関係の計画は次の
通りである。

a. 事業資金

対「イ」クレジット所要資金は、全額海外経済協力基金より、年利
率3.5%、1年据置5年等額償還の条件にもとずき、次の計画に従い借

入れる計画である。

借入計画 (千円)

年 度	1	2	3	4	5
第一次 機械資材	600,000	600,000	1,200,000	1,650,000	2,250,000
投資 技術者派遣費	51,840	86,400	155,520	250,560	380,160
合 計	651,840	686,400	1,355,520	1,900,560	2,630,160
累 計	651,840	1,338,240	2,693,760	4,594,320	7,224,480

年 度	6	7	8	9	10
第一次 機械資材	3,450,000	2,100,000	1,350,000	750,000	600,000
投資 技術者派遣費	578,880	699,840	777,600	820,800	855,360
合 計	4,028,880	2,799,840	2,127,600	1,570,800	1,455,360
累 計	11,253,360	14,053,200	16,180,800	17,751,600	19,206,960

(参考) 差引残高 (千円)

年 度	1	2	3	4	5
借入累計	651,840	1,338,240	2,693,760	4,594,320	7,224,480
返済 "		130,368	398,016	936,768	1,855,632
差引残高	651,840	1,207,872	2,295,744	3,657,552	5,368,848

年 度	6	7	8	9	10
借入累計	11,253,360	14,053,200	16,180,800	17,751,600	19,206,960
返済 "	3,300,528	5,420,832	7,963,824	10,661,232	13,292,688
差引残高	7,952,832	8,632,368	8,216,976	7,090,368	5,914,272

- 4 -

年 度	11	12	13	14	15
借入累計	19,206,960	19,206,960	19,206,960	19,206,960	19,206,960
返済 "	15,689,184	17,279,904	18,310,656	18,915,880	19,206,960
差引残高	3,517,776	1,927,056	896,304	291,080	0

註) 金利計算省略

b. 資本金

○目標額

第5年度において16億円とする。
 ※スモークシロ 20兆
 ただし設立時の資本金は4億円とする。その用途内訳は次のとおりである。

- 対基金返済積立 2.4 億円 (註参照)
- 創業費 0.5 "
- 設備資金 0.2 "
- 運転資金 0.6 "
- 前払金利積立 0.3 "

計 4.0 億円

註) 対基金返済積立
 対「イ」クレジットのうち、輸出代金保険をもってしてはカバーし得ない部分に見合う積立金。

- 5 -

RE'-0237

0084

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(参考) 資金収支 (15カ年)

取	入	支	出
イ側よりの償還	19,207	基金への償還	19,207
同上利子 (年4.0%)	3,073	同上利子 (年3.5%)	2,689
協力費 (註参照)	1,468	管理費	1,050
		差引利益	802
合計	23,748	合計	23,748

註) 協力費:

対日輸出材, 15カ年間総計29,350千m³ (註: 総生産の60%として計算) につき1m³ 当り50円を該材の輸入商社より収納するものとして計算した。

ミナタオ材 1立方米 20~25# (FOB)
カリマタオ材 " 10~15# (FOB)
(平均値)

資料

その1 対イ協力条件

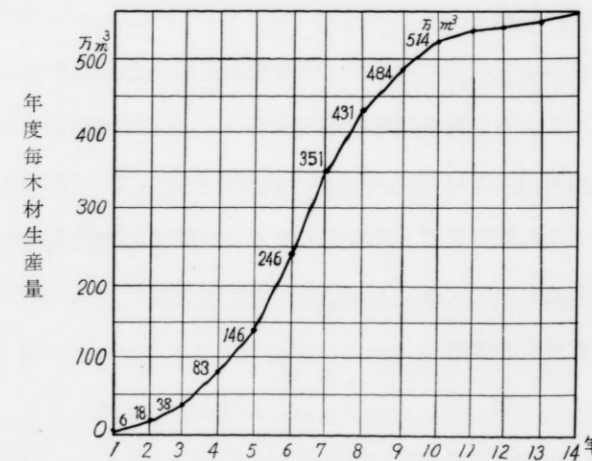
1. 協力内容の概要

日本側カリマントン森林開発協力株式会社は, 有限期間, 一定地域内におけるイ側林業公社 (PERHUTANI) の行なう森林開発事業に商業ベースにおいて, 経済および技術的な協力を行ない, 協力期間を含む相当期間生産材のうち一定量の対日輸出を確保する。

2. 事業規模

○生産規模

次図に示すごとき生産拡大進度により, 着業第10年度においてラワンその他の丸太500万m³ の生産規模に到達せしめる。



○対日輸出力

協力期間（後述）中、生産材の60%以上を対日輸出する。

3. 協力地域

東カリマンタン州一円とする。

4. 協力期間と対日輸出確保期間

○協力期間

イ側の財政および経営、技術スタッフの自立まで行なうことを原則とし、その期間は15年間を予定する。

註）償還の完了までを協力期間と考える。

○対日輸出確保期間

生産材のうち一定量の対日輸出がイ側によって確保されるべき期間は、上記協力期間に更に相当年数を加えた期間とする。

5. 協力方式

- 1) イ側の**本社経営**に対して「十分な勧告権」を有する日本側コンサルタントを協力期間中採用すること。註：註文は *advisor* 記述
- 2) **現地事業**においては、イ側がその経営について、完全に自立出来るようになるまで、日本側スタッフが経営を代行すること。

以上2点を条件とするクレジット方式とする。

6. 所要資金の調達

○日本側

第一次投資機械（註：日本からの輸出を条件とする）および技術者

派遣に要する下記費用を調達する。

第一次投資機械	10カ年分	(C.I.F.)	145.5億円
技術者派遣	〃		46.5〃
	(計)		192.0〃

○インドネシア側

上記以外の費用一切を調達する。

参考) 第一次投資現地通貨資金	10カ年分	118.0億円相当	
			のルピア
追加、更改投資	〃	147.0〃	〃
	(計)	265.0〃	〃

7. クレジット償還と債務保証

償還は対日輸出材につき日本側の支払うべき代金中より自動的に行なわれるものとする。

償還条件は年利率4%、1カ年据置5カ年等額の延払いとする。

債務に関しては、政府または中央銀行の保証を絶対的条件とする。

8. 対第三国関係

イ側は、原則として、協力期間中協定地域内において同種開発事業に関して第三国の協力を受ける場合は、予め日本側の同意を要するものとし、また日本側の協力にかかわる生産材の対第三国輸出については日本側との協議に基づいて行なうものとする。(ソ連が *多国籍企業* としている)

なお、後者の場合、その輸出代金の一定部分是对日クレジット償還の一部に充当されるものとする。

9. 日本側の木材引取機関と木材価格

○木材引取機関

生産材の対日輸出は日本側カリマンタン森林開発協力株式会社に対して販売されるものとする。

註) 輸入実務は実質的には日本側商社が行なう。

○対日輸出材価格

価格は商業ベースに基づいて定められるものとするが、その決定に際し、両当事者は本協力事業の円滑な運営を阻害することのないよう、十分な配慮を行なうものとする。

10. 技術センターの設置

中堅技術者および機械関係技能労務者の不足は本開発事業最大の隘路の一つである点にかんがみ、イ側政府がまず林業技術センター等の設置により上記技術者および労務者充足の方途を確立する。(センターを先行させるのは好意)

註) 本件に関する日・イ両政府の話し合いにより、日本政府の「海外技術センター事業委託費」が活用されることを希望する。

林業技術センターと出たにわが手紙がつかまわった。
農業センターも取るか 林業センターも取るか 農林省の判断
「基金」でセンターを造るとは不十分だ。

その2 イ側政府措置により解決すべき問題点

1. 輸出入関税

○輸入税 オーストラリアの場合と同じ

現行関税制下のインドネシアにおいては、輸入品目カテゴリ中 "主要物資" に該当する開発機械類に対しては33%強の輸入税を課することになっている。たとえば、クレジット方式の場合、その負担がイ側にかかるとしても、創業期における生産コストの15%余を占める輸入税は、開発事業ならびにそれに対する協力事業推進の最大の障害の一つと考えざるを得ない。

上記カテゴリにおける "緊急物資" としての指定により、税が免除されるべきである。

○輸出税

開発事業生産物に関してさえも10%強の輸出税を課しているが、少なくとも協力期間中の生産材の対日輸出については課税を免除すべきである。(無償なものは問題ないが、有償なものは課税)

2. 関連公共事業 (森林開発を前提として)

開発地域内又はその周辺の通信、交通、保健、教育および港湾施設等の公共施設のうち、本開発事業に直接的な関連性を有するものの施設は特に積極的に進められると共に、それらの設置計画は、つねに本開発事業との関連性の考慮に基づいて行なわれることとする。(必要最小限のものは森林開発計画の中に入っている。)

3. 木材輸出代金のうち一部日本積立

開発事業円滑化のカギの一つは、追加更改機械、労務物資および消耗品類の供給の確保であるが、協力機関の存在機械の互換性、木材積取船往路の活用等の諸条件からみて日本からの輸入が最も合理的であろう。

したがって、クレジット方式にあつては、協力事業にかかわる生産材の輸出代金（外貨）のうち上記品目輸入に要する額が自動的に日本側為替銀行に預託される措置が必要である。

4. 日本側技術者の活動に関する保証

○出入国、国内旅行、対日・国内通信、空中撮影等のための自主的な航空機の使用、航路標識の設置。

○家庭生活

○外貨保持、未使用外貨の持帰り。→ 不可

上記その他の事項に関し十分な便宜保証が必要である。

以上

カリマンタン森林開発推進委員会委員名簿

(いろは順)

委員長 三浦 辰雄

副委員長 田中 紀夫

委員

(貿易商社業界)

市川 忍	丸紅飯田株式会社	社 長
岩井 雄二郎	岩井産業株式会社	社 長
猪崎 久太郎	安宅産業株式会社	社 長
西川 政一	日商株式会社	社 長
堀田 彦次郎	日比貿易株式会社	社 長
土岐 正直	ギンガー貿易株式会社	社 長
津田 久	住友商事株式会社	社 長
続木 馨	亜南産業株式会社	社 長
沖 豊治	兼松株式会社	社 長
栗林 徳一	南方林業株式会社	社 長
矢田部 章	富士木材貿易株式会社	社 長
福井 慶三	日綿実業株式会社	社 長
近藤 秀一	東邦物産株式会社	社 長
越後 正一	伊藤忠商事株式会社	社 長
阿部 広三郎	東洋物産株式会社	社 長
水上 達三	三井物産株式会社	社 長
荘 清彦	三菱商事株式会社	社 長
鈴木 重光	東洋棉花株式会社	社 長

RE'-0237

0088

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

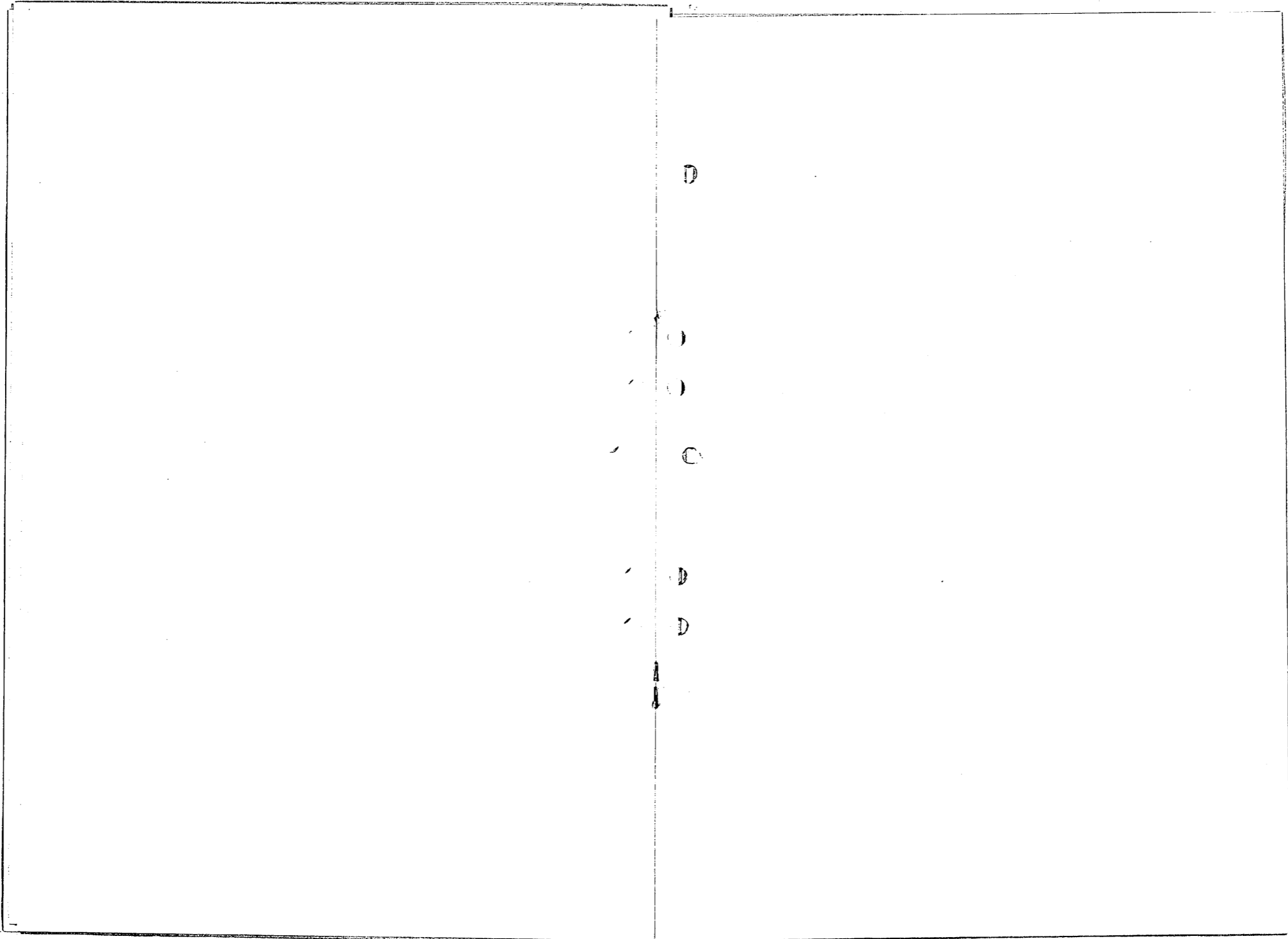
National Archives of Japan

(林業業界)		
萩原 吉太郎	北海道森林工業株式会社	社長
植村 実	住友林業株式会社	社長
(紙パルプ業界)		
難波 経一	山陽パルプ株式会社 (紙パルプ連合会林材部会)	社長 部会長
(合板業界)		
岩倉 卷次	株式会社岩倉組	社長
段谷 弘忠	段谷産業株式会社	社長
中村 国一	中村合板株式会社	社長
野田 力三	野田合板株式会社	社長
太田 桂助	千住プライウッド株式会社	社長
大鹿 守義	大鹿振興株式会社	社長
国吉 朋治	東京プライウッド株式会社	社長
又賀 清一	日新林業株式会社	社長
深尾 茂	永大産業株式会社	社長
足立 建次	足立ベニヤ株式会社	社長
辻 良一	東洋ベニヤ工業株式会社	社長
阿部 広三郎	東洋プライウッド株式会社	社長
(吋板業界)		
岩城 安次郎	株式会社二村製材所	社長
笹野 幸二	笹野木材工業株式会社	社長
湯浅 誠之助	湯浅貿易株式会社	社長
(問屋業界)		
中路 恒三郎	大阪外材協会	会長

幸田 末三	株式会社角丸商店	社長
網中 勝次郎	網中木材株式会社	社長
江口 俊吉	江口木材株式会社	社長
森林 高一	森林商事株式会社	社長
(製材業界)		
高井 新吉	東南木材株式会社	社長
大堀 義太郎	菱大木材有限会社	社長
木村 猛	大阪南洋材協会	会長
田中 紀夫	森林資源総合対策協議会	専務理事
武内 信男	森林資源総合対策協議会	常務理事
三浦 辰雄	森林資源総合対策協議会	副会長

29年分
船舶 船運 (支那船舶, 日本船舶)
↓
木材メーカー
(2015年分)

(備考) なお今後若干参加の見込み



D

O

O

C

D

D

RE'-0237

0090

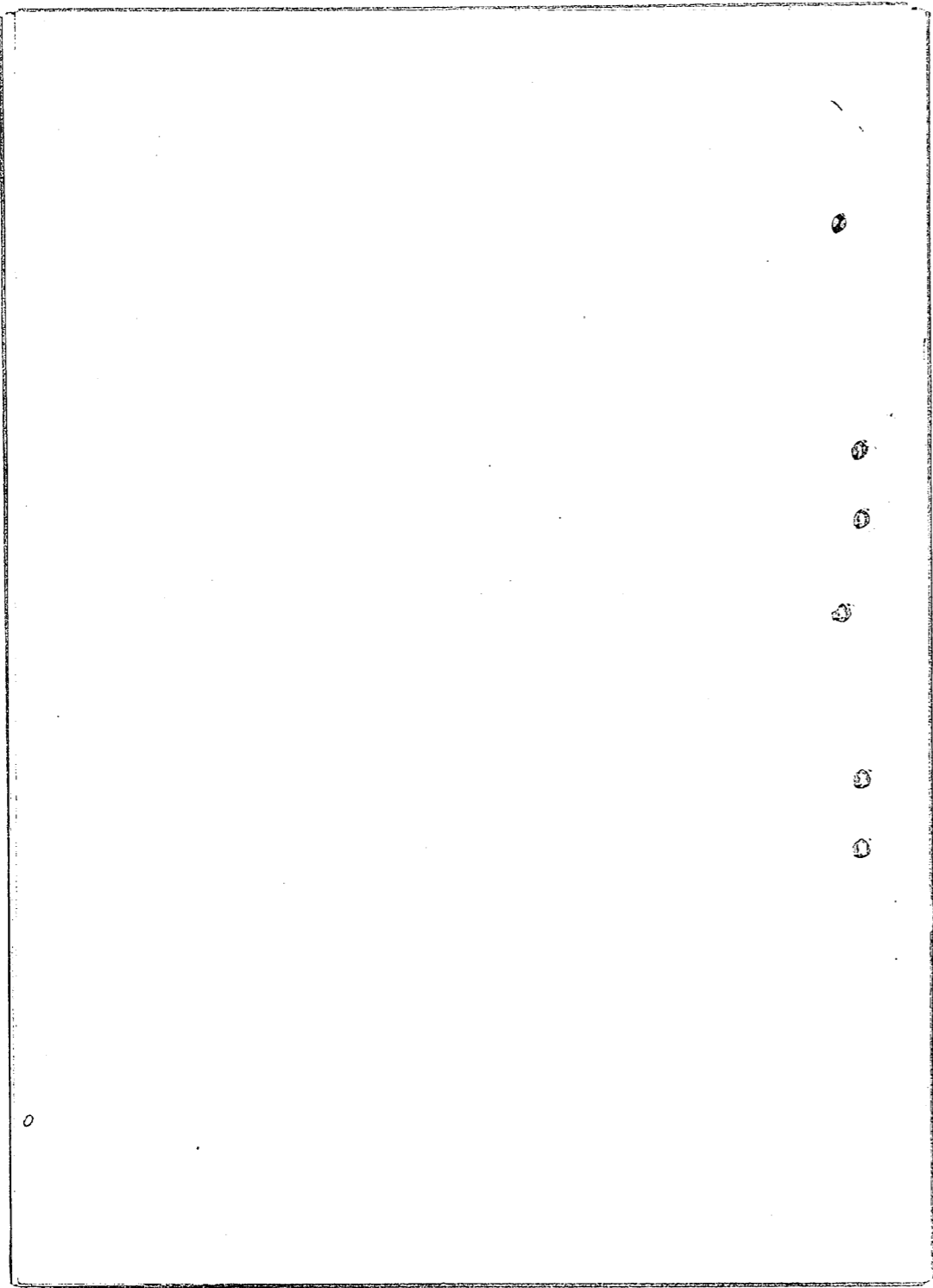
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



RE'-0237

0091

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan